

タイトル	北海道炭鉱汽船（株）百年の経営史と経営者像（二）
著者	大場，四千男；OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(154)：169-222
発行日	2012-12-25

# 北海道炭鉱汽船(株)百年の経営史と経営者像 (二)

大 場 四 千 男

## 目 次

- 1 編 資本の本源的蓄積期北炭社の堀基と井上角五郎
  - 1 章 北炭社の井上角五郎と雨宮敬次郎
  - 2 章 北炭社の設立と堀基
  - 3 章 堀基と囚人使役
  - 4 章 北炭社の囚人使役と資本の本源的蓄積過程
  - 5 章 堀基と飯場制度，友子制度
  - 6 章 足尾鉱業所の飯場改革と友子制度
  - 7 章 友子制度の3つの形態
  - 8 章 北炭社の私設飯場制度の形成と友子制度
  - 9 章 北炭社の鉱夫救恤規則と友子制度
  - 10 章 井上角五郎と飯場改革（以上 153 号）
  
- 2 編 鉄道事業と経営者像
  - I 部 囚人労働の起源と資本の本源的蓄積過程
    - 序章—炭鉱と鉄道の特異性
      - 1 章 佐渡鉱山と囚人労働の外役
        - (1) 百姓の夫役と水替人足作業
        - (2) 江戸無宿水替人足制の導入と排水作業の3形態
        - (3) 江戸無宿水替人足小屋の管理と保安処分
      - 2 章 石川島人足寄場の形成
        - (1) 松平定信の人足寄場構想
        - (2) 人足寄場の近代的徒刑制
        - (3) 人足寄場条例と内役
      - 3 章 無宿の者，非人，長吏と人足寄場
        - (1) 無宿の者と人足寄場

- (一) 日用(日雇)人足の社会的組織化
- (二) 非人の社会的組織化
- (2) 長吏頭の家業と非人の支配
- (3) 長吏と非人の関係

## 第2編 鉄道事業と経営者像

### I部 囚人労働の起源と資本の本源的蓄積過程

#### 序章—炭鉱と鉄道の特異性

1編では北海道炭鉱鉄道(株)(以下北炭社と略す)の炭鉱事業における労務問題を取りあげ、囚人使役から良民坑夫使役への移行に伴う飯場制度と友子制度の対立、融合そして消滅の歴史的プロセスを取り扱った。この2編ではこの1編の囚人使役を掘り下げ、第1に北炭社を設立せざるを得ない特異な歴史環境を明らかにする点、つまり資本の本源的蓄積過程、或いは殖産興業政策の推進力として囚人使役を位置づけなければならない特殊歴史的側面をもう少し検証することを課題とする。すなわち、囚人使役は近代的救貧法の自由刑(近代的懲役刑)と見なされ、懲戒授産の就労主義の担い手として東西世界に共通に見られる。とりわけ、エリザベス立法と言われる旧救貧法は貧民救済の就労主義、とりわけ内役(監獄内作業)としてプロテスタンティズムの天職倫理と世俗的禁欲の精神の結晶として監獄刑の近代的制度を生み出す。しかし、我が国では旧救貧法の就労主義、つまりプロテスタンティズムの倫理である「働かざるものは食うべからず」の救貧原則は内刑としてではなく外刑として近代的自由刑として捕えられ、明治時代迄の刑法と監獄法の中心テーマと見なされて、明治44年の監獄法迄続くのである。したがって江戸幕藩体制から明治維新体制への移行は刑法と監獄法から見た場合、内刑の代表として石川島人足寄場、他方、外刑の代表として「佐渡金銀山水替人夫」制度との両側面の展開を見るので、無宿の救貧法或いは徒刑場を育くむことになる。そして、明治維新政府は石川島人足寄場と佐渡金銀山水替人夫制度に替えて近代的ヨーロッパ型集治監と開拓使の幌内炭鉱鉄道とを外刑の近代的自由刑として結びつけ、(1)資本の本源的蓄積過程、(2)殖産興業政策、そして(3)蝦夷地の内国化、つまり内国植民地制の形成への一石三鳥を果すという特異な富国強兵策と近代資本主義の導入を採用する。

したがって、近代的救貧法の国イギリスで生まれた貧民救済の就労主義(内刑)は日本で外形を中心にして江戸幕藩時代において佐渡鉱山の発達を支え、明治維新時代ではエネルギー革命の

担い手として登場する石炭革命の中心に(1)北炭社幌内炭鉄と(2)三井三池鉄山を据え、その高収益源として囚人使役を外刑として利用する。それゆえ、イギリスの古典的な近代的救貧法の近代的自由刑（内刑）に対置されるわが国の近代的自由刑が外刑として監獄行刑の近代的形態として制度化される特異な歴史環境は後進国に特有な立場として近・現代の世界における近代化過程の、とりわけ上からの道（国家資本主義論）の主流を形成するものとして現われる。

こうした世界史における救貧法の就労主義はイギリスを中心とする先進欧米諸国の近代的自由刑（内役）に対し、東南アジア、中南米、アフリカ、そして中近東の後進国における国家資本主義、或いは国家社会主義の近代化を担う近代的自由刑（外役）と監獄所の行刑を特徴づける。その先駆となった江戸時代の佐渡鉄山と明治時代の北炭社幌内炭鉄、三井三池鉄山の外役を比較し、その歴史的意義を明らかにするのは(1)近代資本主義の成立過程の特異な歴史環境を浮き彫りにし、(2)近代的救貧法、刑法、そして監獄所の行刑の形態を明らかにすることとなる。

明治時代の近代的救貧法、刑法、或いは監獄所の行刑である外刑は北炭社幌内炭鉄鉄道を通して北海道における(1)資本の本源的蓄積過程、(2)殖産興業政策、そして(3)内国植民地制の形成を生み出す内的起動力となる特異な労務問題となる。したがって、1編の補完としてここでは外役が佐渡鉄山と北炭社幌内炭鉄に果たした歴史的役割について次の1章で取りあげられ、検証される。

第2は炭鉄の歴史的役割、特に囚人使役による国家総動員体制に対し、鉄道事業での開拓使の役割、さらに北炭社による民間事業としての展開という局地的、北海道の事業展開という限定的事業の歴史的側面を明らかにする点である。しかし、北海道を内国化し、移民による植民地化を推進するのに大きな役割を果たしたのは炭鉄より鉄道事業の方である。すなわち、鉄道事業に大きな役割を果たした人物は次の4人である。

第1の人物は鉄道事業を開拓の根幹に据えたのが開拓使長官黒田清隆である。したがって、幌内炭鉄鉄道の事業を興し、全道の鉄道網構想を描く黒田清隆は北海道鉄道の父と見なすことができる。

第2の人物は黒田清隆の鉄道構想を発達させたアメリカの鉄道技師クロフォードである。クロフォードは(1)単に小樽—札幌、そして幌向太—幌内間の鉄道を実現させただけでなく、(2)中間の船舶輸送（幌向太—石狩港）を鉄道に切り換え、測量技師ライマンの初期石炭運搬ルートを変更させて北海道鉄道網の根幹を作る点で大きな功績をあげるのである。

第3の人物は村田堤である。村田堤は明治19年農商務省から北海道庁に幌内炭鉄鉄道の移行により道庁側の幌内炭鉄鉄道事業所所長に就任する。村田堤は(1)北海道庁予算250万円のうち新規事業予算の大部分を幌内・郁春別炭鉄鉄道への建設投資、(2)室蘭本線を北海道鉄道の幹線に位置づけ、全道への鉄道建設網を構想する点で、鉄道事業に画期的な発達をもたらすのである。さらに、村田堤は(3)として不採算の官営事業を民間に払下げ、自から北有社を設立して鉄道事業の請負いによる民営化を進め、また、幌内炭の一手販売を引き請けるため販炭組を設立し、石炭販売に乗り出す。

第4の人物は井上角五郎である。北炭社を設立した堀基が室蘭本線への連絡支線ルートを変更したために、道庁によって更迭されたが、この点については1編で述べたところである。この堀基の後を受け、雨宮敬次郎が擁立したのは井上角五郎である。北炭社の専務取締役に就いた井上角五郎は以後国会議員と2足草鞋を履くが、この室蘭本線の建設に全力を注ぎ、とりわけ、室蘭築港の建設に経営者生命をかけるほど打ち込むのである。

以上のように、炭鉱事業と補完されながら、鉄道事業は独自の歩みを続け、北炭社の発達、さらに内国植民地制の幹線鉄道として植民地鉄道の発達を続ける。それゆえ、この第2編の後半ではこうした鉄道事業と経営者像を主要な課題として取りあげ、それぞれ経営者の果した鉄道構想と鉄道事業の歩みを実証分析する。したがって、開拓使の中心事業として国費250万円が組まれ、特別予算として建設される幌内炭鉱鉄道は(1)初期において分離されてそれぞれ建設されたが、(2)その結合、或いは統合が行われるようになったのは明治15年頃からであり、最初に小樽一札幌間の鉄道工事を短期的に成し遂げたクロフォードは次に幌内一札幌間の一貫鉄道ルートの建設に取りかかり、途中アメリカに蒸気機関車、鉄道レール、鉄道修理機械、及び鉄道部品を購入するために出張し、帰国する間工事の進捗をあまりみなかった。そして、幌内一札幌間がつながり、小樽から幌内への縦断ルートの完成は鉄道事業の営業をはじめ可能にするのである。

しかし、幌内以北旭川にかけては室蘭本線との連結もまだなされていなく、原始林の山続きの有様である。

明治15年に開坑する幌内炭鉱の石炭運搬が唯一の営業収入源である鉄道にとって、炭鉱と連結することで始めて営業収入が得られることになる。こうした炭鉱と鉄道が単一経営として営まれることが意識されることになるのは内国植民地制の植民地鉄道としての役割に依るのである。それゆえ、幌内炭鉱鉄道は互恵の立場から併合され、統合されることになる。しかし、この併合、或いは統合経営は永続されることなく、危機を迎え、分離される。

明治18年から19年にかけて炭界不況が北海道にも波及し始めることを契機に、炭鉱と鉄道の分離と独立経営が表面化することとなる。炭界不況の原因は(1)主に九州炭のダンピングによる安売りにあるのである。九州炭は、唐津、佐賀炭、高島炭、及び筑豊炭によって北海道の石炭市場を占めていたのである。(2)の原因としてあげられるのは村田堤が北有社を設立し、安値で横浜、ウラジオストック、東京、函館、小樽に進出しようとするが、それまでの顧客であった日本郵船、共同船舶等の石炭契約破棄によって販売の減少を見た点である。

それゆえ、北有社の村田堤は炭鉱と鉄道を分離する経営を進め、炭鉱を空知集治監幌内外役所に請負わせる経営方針を取り、外役による囚人使役で低炭価に抑え、九州炭との競争に臨むのである。

しかし、堀基は北炭社を650万円の資本金、つまり、中央資本、とりわけ宮内省、華族等の出資で村田堤の炭鉱・鉄道利権を買収し、再び炭鉱と鉄道を結合し、北海道炭鉱鉄道会社として設立するのである。

次に、鉱山或いは炭鉱は外役の徒刑場として近代的自由刑が行なわれ、江戸時代に佐渡鉱山が、そして明治時代に幌内炭鉱の開発と発展を持たらす。日本の近代化、又、工業化がこうした監獄所の外役によって推進されるが、鉱山労働の外役は鉱山、或いは炭鉱の中でしか役に立たなく、社会の一般的職業労働でないという特異な労働形態である。それゆえ、鉱山、或いは炭鉱での外役を満了させて社会に出ても、その特異な労働形態のため役に立たなく、新しい職業訓練（授産・生業）が求められることとなり、無罪無宿の者はこの世で行き場を失ない、再犯を犯すか或いは無宿へ戻るかの貧民、又は乞食になるのである。それゆえ、鉱山、或いは炭鉱での外役は職業労働として潰れ<sup>つぶ</sup>の労働で授産（生業）にならなく、国事犯、潜在犯罪者を社会から島（北海道、佐渡）への隔離する治安対策の色濃い社会政策の懲罰主義の現われになっていると言える。

こうした鉱山、或いは炭鉱での囚人使役という外役に内在する残虐性と懲罰性とは佐渡鉱山、或いは幌内炭鉱から逃亡、脱出、そして、よろけ病、珪肺、災害死、事故負傷そして内臓・器官系病気でその地に骨を埋めるか、或いは内役にも就くことをも困難にされることになるのである。

こうした囚人使役という外役の犠牲の上に、佐渡鉱山では採掘される金・銀によって徳川幕藩体制の財政基盤が支えられる。他方、幌内炭鉱では開港函館での船舶への石炭供給、さらに蒸気機関への第一次エネルギー源として石炭需要を充たし、エネルギー革命で近代資本主義の成立を内的に推進することとなる。江戸時代、さらに明治時代の近代化、或いは工業化への推進力が囚人使役という外役によってもたらされることになるが、このことは技術・労働・資本<sup>お</sup>の後れた日本で一挙に先進国に追い付き、追い越すために採られた生産手段の機械化による産業革命(industrial Revolution)でなく、勤労による生産性上昇、つまり勤労革命(industrious Revolution)によって行われることを意味するのである。

かつて、江戸時代末から明治維新にかけて近畿の農業先進地帯で生じた農業革命は家畜に代る人間の労働による生産性上昇で展開され、小農の反別当収穫高の上昇、つまり多品種少量生産で大幅な売上代金の増額を実現するのであった。速水融はこうしたイギリスの産業革命に対する日本の勤労革命を対比させ、日本の特異性として実証分析をする。

この速水融の農業での仮説を鉱山、或いは炭鉱に応用すれば、囚人使役の外役は佐渡鉱山、又幌内炭鉱での生産性上昇と低コストを持たらす勤労革命として機能することになるものと思われる。ここに囚人使役による外役の歴史的意義を見出すことができるのであるが、このことを検証することはこの論文の全体における中心課題となる。

## 1章 佐渡鉱山と囚人労働の外役

### (1) 百姓の夫役と水替人足作業

佐渡鉱山での囚人使役、つまり外役の導入は生産性向上を持たらし、佐渡鉱山特有の湧水問題を解決するのに大きな役割を果たす。徳川幕藩体制は石川島人足寄場での内役制と佐渡金銀山水替人足への外役制という2元的な徒刑場を一元的に融合・併合することで無罪無宿の救貧を社会政策として推進しようとする。

しかし、佐渡奉行は佐渡金銀水替人足に囚人を使役する佐渡金銀水替人足制を最初に制度化する。この湧水を囚人使役で排水(水替)する以前に行われていた排水作業は百姓に対して夫役労働を課し、大量の農民を総動員して行われ、米作農業の低滞を生む原因となり、幕藩体制の根幹を揺るがす危機を生み出すのである。すなわち、佐渡の郷土史研究家磯部(本間)欣三は「佐渡相川の歴史資料集10 金銀山水替人足と流入」(昭和59年)の中で佐渡鉱山の排水問題と囚人使役の史的関連性を検証し、その歴史的意義を実証分析している。したがって、この1章では主にこの文献に依拠しながら外役と水替人足の間を究明する。

佐渡奉行は水替人足、つまり地下水を汲み上げるのを樋引人夫と呼び、佐渡の「二百数十か村の村々に」(磯部欣三、前掲書、515頁)「村高百石」当たり本百姓の夫役として「二人三分」の人足供出を割当て、農民の大動員を図る。佐渡の総村高は15万石と検地帳から算出されているので、「三千人を鉱山に送って水替人夫の仕事を行わせる計算となる。鉱山での湧水が地底から地上に汲み上げられる場合、水替人夫の作業時間は1昼夜24時間労働となり、この間連続して汲み上げ続けると、水が上がって水没してしまうのである。このため、水替人夫は20代、30代、そして40代迄の青壮年層の重労働に限られ、しかも、水樋を上下し続ける単純重労働の連続運動である。動員される農民はこの1昼夜連続労働のため、帰っても3～4日間農業、野良仕事に就けないほどに疲れ、田畑を荒してしまう。米収穫高の減少と農村の荒廃は米収穫石高を租税にする幕藩体制の財政基盤を危機に陥し入れ、200年間余り百姓の夫役として課し続け、佐渡の経済及び労働供源を弱め、衰退させる原因となり続けている。

こうした農民を総動員してかろうじて排水問題が処理されてきたことから、佐渡奉行はこの農民の負担を軽減し、さらに、最低賃銀で水替人足を平均200人前後を確保し続けることを佐渡鉱山の経営方針とするのであるが、うまく解決策を見出せないうでいた。佐渡奉行を経験し、勘定奉行となった石谷備後守清昌は老中田沼意次の時に、老中の松平右京太夫輝高に鉱山の仕法政策として囚人使役を提案し、認可されることとなる。江戸町奉行は安永7年(1778)7月無宿者70人を江戸水替人足として佐渡鉱山へ島送りをする。これは徒刑(近代的自由刑(懲役))の監獄行刑の始まりとなる。この結果、明治維新の1867年までの約100年間に佐渡鉱山へ送られた囚人(無宿人)は約2,000人になり、1年平均20人の島送りとなる。このうち、200人の1割が帰国でき

たとえ、残りの9割前後は外役の犠牲となり、外役の懲罰主義、残虐性を如実に現す結果となっている。囚人労働から資本＝賃労働関係への移行はこの第1次佐渡への囚人＝無宿の者の外役で開始され、日本的な本源的蓄積過程となる。

## （2）江戸無宿水替人足制の導入と排水作業の3形態

勘定奉行石谷清昌が佐渡鉱山の仕法政策として江戸無宿者の囚人使役を老中の松平右京大夫輝高に提案し、承認されるにいたった点については前述したところである。老中・松平右京大夫は南町奉行牧野大隅守に命じ、佐渡奉行（江戸詰）依田十郎兵衛及び宇田川平七に囚人使役の採用を要請する。

老中、勘定奉行、そして江戸町奉行とから成る幕府評定所は囚人使役の線で纏まり、幕府の佐渡鉱山の仕法政策方針として佐渡奉行の承認を得るところまで根廻しを進めるのである。しかし、佐渡奉行江戸詰依田十郎兵衛は安永6年（1777）9月に江戸南町奉行牧野大隅守に囚人使役の採用について、「無宿の者水替ニ被遣候義ハ不宜義ニ存候」との結論に至った点について、次の5点を挙げて拒絶する返書を提出した。

「無宿者の受入れを、佐渡奉行が謝絶した。理由をあげてある。  
（南町奉行）  
 牧野大隅守殿

（佐渡奉行）  
 依田十郎兵衛  
 宇田川 平七

去月朔日被仰聞候、江戸表ニ居候無宿共、佐州水替ニ遣候て、地役人共世話為致、其内能成者ハ召連候ても能く候、遣シ所無之候間遣し可然旨、尤御沙汰も有之、御尋被成候旨

一、右無宿共、佐州え遣シ給物等麦飯ニても給へ、こまり果候様可被成候、御存知寄船待の所有之旨、其所ハ領主の牢え入置可然旨

右船待いたし候近辺領主の牢有無及承不申候、沓ヶ所ハ御料湊ニて御座候、右被仰聞候筋、去年十郎兵衛出立前、（勘定奉行）石谷豊州も佐州え科人遣し、水替為致可然段御了簡可致旨、若難成候ハハ被申上候義も可有之段被申聞候、此義十郎兵衛も一通尤聞受候故、去申年佐州在勤高尾孫兵衛方へ、右の趣吟味申遣、其後十郎兵衛同年六月交代の節、孫兵衛え致直談候処吟味決不申、十郎兵衛在勤の内支配の者え再応糾候処、兎角難成筋ニ御座候故、平七えも申談、此度豊州え科人水替ニハ難成候と申義一通申達、其後尋も無御座候

一、此度被仰聞候ハ無宿もの先四・五十人も被遣、跡より追々可被遣旨、存寄御尋御座候、右ハ私共も佐州へ不罷越已前の了簡とハ、格別の違ニ御座候、佐州の義ハ嶋国ニ候ハ共、一通の嶋と違ひ申候、且麦飯杯給候て水替の働相成候義ニハ無御座候

一、地役人水替セ話等罷成候義ニハ無之候、非人共を申付為取扱候外ハ無御座候、差置候所ハ惣矢来ニてもいたし、其内ニ家作等もいたし入置、給物並衣類・小遣銭等遣不申候てハ難成、右一件非人為取扱候積ニいたし見候得共、病気杯申立水替不致も難計、其節偽ニてもいたし方無之、医師・葉代等も相掛尚又御失墜ニ相成、其上水替方指支、錠石穿出候義不相成差支可申哉、且地役人の義甚御用多ニて御座候、尤是迄水替人足備内え入候節、改等ハ致候ハ共、敷内ニて右の業取扱等の世話ハ不致、水替の差配いたし候者申付置為取計申候間、無宿の者セ話地役人ハ勿論、是迄のセ話人も取扱の義無覚束候

一、佐州の者二・三人不宜義有之、水替申付置候処、度々逃去漸々尋出、其上多病申立水替不仕候内、給物等入用同様ニて掛りのもの共難義仕候義も御座候

一、唯今迄も水替いたし馴候者、近在其外村方より罷出、渡世も致候事故、右百姓共難義も可致哉、惣て舗内え潜入働候穿大工・水替等ハ、一・二年の内ニハ死し候様ニ佐州にて申候得共、近年ハ功者ニ相成、右年数程相立候ても、死し候者も無之候

一、百姓又ハ町の者水替いたし候処、無宿にて他国の住居いたし兼候躰のもの致水替候ハハ、一国のもの共彼是申出候筋も可有之哉、刃土故歟気性ハ六ヶ舗相聞候得共、火を付候義其外大胆成悪事先ハ不致、此義ハ安心仕候、然処え無宿の者被遣水替ニ相成筋、悪舗義を申教候様ニ罷成可申哉、先年以来流人被遣間舗旨被仰渡候処、右躰の義相始候てハ自然と不宜義共出来、却て一国の騒動の基ニ可相成哉、且ハ御失費多く尚の義ニ付、難相成筋ニ被存候間、無宿もの被遣候義下宜存候

右の通ニ御座候、併御沙汰も有之候旨被仰聞候義、十郎兵衛老人存寄にて申上候も恐入候間、再応平七了簡をもいたし候様申遣置候ニ付、此度被御聞候趣を以佐州え申遣、猶亦平七方にて組頭並広間役已下迄吟味取調候処、前文の通、無宿の者水替ニ被遣候義ハ不宜義ニ存候、依之尚及御答候、以上

酉九月

(「江戸水替初発御差下一件」<sup>安永</sup>六年)

(磯部欣三、前掲書、105-106頁)

囚人使役を拒否する佐渡奉行は次のように5つの点を理由としてあげる。

第1は佐渡奉行の鉾山担当者の配下に囚人使役の賛否を問うたところ、否の答えであったのでそのまま拒否したい旨の内容である。

第2は江戸無宿者に麦飯を食べさせて水替作業をやらせても「水替の働相成候義ニハ無御座候」と考えられるので、否である。

第3は江戸無宿の者を囚人使役する場合、鉾山経営に4つの障<sup>まじき</sup>わりを生じ、かえって経営危機を招く恐れが生じるので拒絶したい。

(イ) 小屋を建て、食料・衣類・小遣金を支給するのに出費<sup>かき</sup>が重む。

(ロ) 仮病、或いは偽りの病が多いと医者、薬代の出費も多くなる。

(ハ) 水替作業が進まない、採鉾の作業<sup>まじき</sup>に障<sup>まじき</sup>わりが生じ、経営の危機となる。

(ニ) 地役人、世話人は多忙でこれら江戸無宿の者を世話し、指導することができず、牢名主制の導入を必要とするが、今の経営組織では「無覚束候」である。

第4は、地元の者で水替を命じても、「逃散」、或いは「多病申立」るほどの重労働であるから江戸の無宿者には耐えられなく、無理な作業である。

第5は江戸の無宿者が「悪舗義」を行い、騒ぎを興せば、佐渡一国に広がる「騒動の基ニ可相成哉」となり、「失費多く」なるので拒絶したい。

以上のように佐渡奉行江戸詰依田十郎兵衛が江戸町南奉行牧野大隅守宛に囚人使役の謝絶の文書を提出した。が、この佐渡奉行の謝絶に対して直接に囚人使役の採用を迫ったのは老中・松平右京太夫である。彼は9月10日付手紙で再考するように次のように要請する。

「九月、老中松平右京太夫からも、書面で催促があった。

<sup>(九月廿六日)</sup>  
一、江戸表無宿者の儀、今般御奉書ヲ以、佐州銀山所へ召遣候儀被仰遣候ニ付、人別存寄書差出候様被仰出、申

渡有之

酉九月十日

松平右京太夫殿御直御渡候御書付、本紙写

近来無宿共多、其内ニは自然と悪事いたし候ものも有之候、右ニ付佐州ニては銀山稼ニ付、金穿大工・水替穿子など唱へ、人足大勢遣候由ニ候間、無罪の無宿共召捕候て佐州へ遣、右人足等ニ遣候様ニも可相成候、尤其内心底も直り候ものも出来候ハハ掛りのもの共糺の上、奉行交代の時分其外御用序ニ当地へ相帰シ候様ニも致し、勿論佐州ニて手重ク取扱候筋ニハ無之候、右躰無宿共の事故随分敵敷取計、欠落等或ハ死失の者有之候共届等ニも不及候、右の通り相成候ても、当時佐州ニおいて差支も無之候哉、往々差支の筋も出来候ハ、此儀ハ尚又其節ニ至リ申聞候心得ヲ以致評議可被申聞候事

右ニ付、銀山掛広間役・山方役・御目付役人別存寄書差出候様被仰候、山方役所ニて申渡

（「相川町・秋野家所蔵日記」安永六年）」

（磯部欣三、前掲書、107頁）

この9月10日付の老中・松平右京太夫の返書は幕府評定所の方針を重ねて纏め、江戸無宿の者を水替人足として外役に就かせたい旨を述べる。そして、今や江戸が無宿の者の急増で危機に陥っているが、貧民、窮乏の生活者が増えたのは幕藩体制の弱体化と貨幣経済の拡大に由るが、これに次の現象が加わる。すなわち、天明の飢饉、貨幣改鋳によるインフレーション、長子相続制に由る次・三男の出稼ぎと都市流入、農民層分解での没落貧農層の都市流入、加重される税負担、小商品生産の発達と借金の累積的增加傾向、寄生地主の拡大と小作農の窮乏化、株仲間・問屋株から締め出される中小商人・手工業者、徒弟制度の脆弱化等が都市、とりわけ江戸に無宿の者を急増させ、秩序の乱れを生み、下剋上の様子を強めることになると見なされるのである。こうした江戸への急増する無宿の者への対策が幕藩体制の支配者側、とりわけ老中、大目付、町奉行、勘定奉行等を中心に採られるが、その1つが江戸から無宿の者を島送りをして、(1)江戸の秩序を回復すると同時に(2)佐渡鉱山の金・銀採鉱を増大させて幕府財政を再建する一石二鳥の効果を目指そうとする考えである。

こうした江戸への無宿の者が大量に増大することに対して幕藩体制の基盤を崩され、危機を深めることになるが、無宿対策は貨幣経済、或いは商品経済の原則に基づく社会政策として解決しなければならない。しかし、幕府の刑罰は戦国を想定する律令の刑法そのままであり、主に苔・杖・流・死の4主刑から構成され、身体的痛苦か或いは追放の遠島流しを中心としている。これらの行刑は武断主義から生み出され、戦国の掟を反映させている。このため、田沼意次は重商主義政策を促進し、都市経済、流通・貨幣経済を推進するためにも無宿の者への対処も外役という囚人の商品化、賃銀労働者化することを経済外強制として制度化（保安処分）しようとするのである。それゆえ、田沼意次は佐渡鉱山を徒刑場と見なし、新たに徒刑を幕府の刑罰、行刑に加え、商品経済的に処理しようとする新しい社会政策、つまり救貧法の問題と救貧の原則を樹立し、近代的自由刑（懲役）を制度化するのに全力を注ごうとする。こうした田沼意次の意志を受け、その実現に努めるのが老中・松平右京太夫であり、囚人使役を徒刑として島流しの刑に含め、貨幣

経済的に処理しようとする考えから、佐渡奉行に江戸無宿水替人足の制を受け入れるように強く催促するのである。この松平右京太夫の返書は次の3点を内容とする新しい徒刑としての囚人使役を強調するものである。

第1は江戸の無宿の者を「金穿大工・水替穿子」として雇傭して欲しいという点であり、囚人使役による賃銀労働者化である。

第2は囚人使役によってその苛酷な作業で心を入れ替え、善人になれば徒刑の効果をおげることができる点である。このことは「其内心底も直り候者出来候」と外役の懲戒と更生授産の一石二鳥を想定し、救貧法の社会政策としても位置づけている。

第3は囚人使役には厳罰主義で対応しても責任を追求しないという点である。この厳罰主義、或いは懲戒主義は「無宿者の事故随分厳敷取計」ることを意味し、この結果「欠落等或ハ死失の者有之」ても、幕府へ「届等ニも不及候」と佐渡奉行の行刑処分の裁量を認めるのである。

以上のように、老中・松平右京太夫は徒刑として囚人使役を位置づけ、佐渡鋤山での水替人足として雇傭することを佐渡奉行に再考を求め続けるのである。

この老中・松平右京太夫の返書に対し、佐渡奉行（佐渡詰）依田十郎兵衛、（江戸詰）宇田川平七は、「吟味仕候義」の結果、徒刑として囚人使役を受け入れる旨回答するが、その内容は3段にわたってかなりの長文となる。したがって、承認の回答は3段にわたってその内容を明らかにする。つまり、第1段目は前回拒絶した意図についての弁解であり、第2段目は佐渡鋤山の水替作業を中心にする採鋤、水替、製練の作業構造についてである。そして第3段目は江戸無宿の者に対する経営管理と取締心得から成っている。

第1段は前回拒絶したことに対する弁解を中心とするもので、次のような内容である。

「無宿の受入れを、佐渡側が応じた。

佐州え無宿の者被遣候趣ニ付、差支有無吟味仕候義申上候書付

書面伺の通可仕旨、被仰渡奉畏候

(佐渡奉行)  
依田十郎兵衛  
宇田川 平七

戌四月七日

依田十郎兵衛

先達て御書付を以被仰渡候、江戸表近来無宿の者多候ニ付、佐州銀山金穿大工・水替穿子等ニ、無罪の無宿共被差遣、心底も直り候もの出来候ハハ、私共交代の時分其外御用序ニ、相返候様ニも仕、手重く取扱候筋ニハ無之厳敷取計、欠落死失有之候共御届等ニも不及、右の通相成候ても、当時於佐州指支も無之哉、往々差支の筋も出来候ハハ、其節申上候心得て詮義仕可申上旨、当九月被御渡事義ニ付、先達て石谷備後守よりも申聞候ニ付、無宿の者被遣候義ハ宜ケ間舗趣挨拶仕置候処、其後牧野大隅守申聞候ハ、無宿のもの共佐州銀山水替ニ遣可然御沙汰も有之候、取計の義ハ地役人共ニ世話為仕、平日麦等給致難義候様仕、其内心底も直り候もの有之候ハハ、召仕候ても宜段申聞候ニ付、地役人の義舗内水替場所え罷越候節、人数改等ハ仕候ても甚御用多ニ付、舗内働方世話迄ハ難届、尤水替の義ハ至て骨折候働故、麦等の食事仕候ては難相成、其上虚弱亦ハ難洪等申立候てもいた

し方無之、其節ハ鍾穿出方差支ニも相成、右のもの入置候小屋場・飯科・衣類・小遣等も相掛候処、働方不宜節ハ却て御不益ニも相成申候、唯今迄水替致馴候者ハ、近村より罷出渡世仕来候処、右の者共難義も可致哉、且悪事ニ盤染安き事故、無宿の者共萬一悪事等申教候ハハ、佐州のものも自然と押移、不宜義出来仕候てハ、一国の為ニも相成間舖奉存候、尤水替の者ハ差配人にて働方世話仕候得共、無宿の者ハ水替ニ被遣候義ハ亙ケ間敷段申達置候

然処此度被仰渡候趣ニてハ、当時の指支無之哉、往々差支出来仕候ハハ、其節申上候心得ニて詮義可仕旨被仰渡、尚又御口上ニても、後々の義ハ其節の義、当時被差遣候方ニ取計候様被仰渡候ニ付、組頭並広間役其外銀山ニ相掛候もの共ニも、一同詮義為仕候処、大工・穿子等ハ夫々仕業有之、舖内不馴の内ハ難用立、水替の義ハ業無之ニ付可相成哉、尤当時銀山稼仕候もの共の内ニハ、不宜心底の者も有之候得共、元来銀山ニて渡世仕候事故、銀山の指支等ニ相成候程の義ハ不仕、其上厄介等も有之候もの共故、差て大胆成義ハ不仕候処、無宿の者共ハ右の無頼者、佐州の者共えも如何様の悪事申教候も難計奉存候

左ニてハ、往々一国の為不宜儀と奉存候、併見越の義ニ付唯今ニてハ、いつれ共申難段一同申立候、右の通往々の義ハ如何可有御座候哉ニ候へ共、当時差支の趣相見不申候ニ付、先四、五拾人も被遣候方ニ奉存候、

（磯部欣三、前掲書、108頁）

拒絶から一転して江戸無宿の者を水替人足として受け入れる最大の理由は老中・松平右京大夫の強調する囚人使役の懲罰と改悛による徒刑制度を人道主義（仁政）の上から位置づけられているので共感できたことによるのであり、その上に、保安処分によって江戸の秩序回復と佐渡鉱山の排水問題の解決への目途もつくことを見込しての囚人使役への承認である。

佐渡鉱山にとって排水問題は鉱山の深部化に併なって深刻化し、経営基盤を脆弱化する最重要課題であり、佐渡一圓を総動員して対処してきたが、このため、農民、町人も疲労し、難儀するほどになっている。この点で、江戸の無宿の者が水替人足を務めてくれるなら、佐渡鉱山及び農民・町人の負担軽減となり助かるが、水替作業は1昼夜の連続作業でかなりの重労働であるが、「大工・穿子」の高度な熟練技術を必要としなく、つまり、「水替の義ハ業無之ニ付可相成哉」と単純繰り返し作業であるので江戸無宿の者でも若く力があれば勤まる仕事（業）であると見なされる。

したがって、江戸の無宿の者は最初4～50人ほど水替人足として受けとってよいと回答する。その上で、2段目の内容として佐渡鉱山の水替作業を3種類あげる。この3種類の水替作業とは(1)「手繰り」、(2)「車引き」そして(3)「水上輪<sup>すいじょうりん</sup>」等であり、次の図（1、2、3）に示される。

#### (1) 「手繰り」水替作業（図-1）

この「手繰り」水替作業は初期に普及した最も基本的な排水方法であり、採鉱の地底から地上に湧水を排水するため、途中にはしご段と踊り場（汲み溜の口かひ）を作り、それを何段も或いは十何段も積み上げ、バケツの樋で手渡ししながら連続的に水を汲み上げ、この結果、人海戦術と重労働の組み合わせの作業となる。したがって、「手繰り」水替の作業は「鉄のタガをはめた小樋を使って、手渡しで揚水する方法」である。

図-1 「手繰り」水替作業現場



(磯部欣三, 前掲書より作制)

## (2) 「車引き」の水替作業 (図-2)

この「車引き」水替作業は地底の採鉱現場で川のように溢れる湧水を垂直な堅坑を利用して水を汲みあげるのに上部に設けた車の滑りを利用して樋を吊るし上げ、踊り場の口かひに湧水を注ぎ入れる。それゆえ、「車引き」水替作業は「垂直に近い堅坑で、両端に丸太を渡して足がかり設ける。上部の車の滑りを利用してしながら、人海戦術で汲みあげる」のである。

## (3) 「水上輪」による水替作業 (図-3)

地底の採鉱現場(切羽)では先山(金掘大工, 穿子)が鑽<sup>たがね</sup>で鉱石をはつり取り, それを後山の1人(穿子)ががっちゃで集めて吠<sup>かます</sup>に入れ, 運搬穿子に担がせる。天井を支えるのに支柱<sup>ほどこ</sup>が施され, 作業を監視する差配人, 或いは世話人が立って見守っている。五段穿子が揃っているところで湧水のため川のように水が溢れ出て, かなりの大量排水をしなければ水没する危険が生じている。この大量排水器として使用されるのは長さ2.7メートルの水上輪と呼ばれる木筒である。この木筒はその中に螺旋堅軸装置を組み入れ, それを鉄製凹凸<sup>おうつ</sup>のハンドルで回転させながら水を汲み上げる仕組みから成っている。水上輪は図-3のように踊り場の口かひに水を汲みあげて注ぎ入れるが, このため, 上下に4段<sup>つな</sup>繋ぎの連続作業を行う。水上輪は1人が1つの水上輪(木筒)を操作して揚水する。この水替作業は「樋水」といわれ, また, 水上輪の水替作業は「アルキメデスが考案した」のでアルキメデス・ポンプとも言われていて, 排水に威力を発揮し, 佐渡鉱山の発達に大きな役割を果たしている。これは別子銅山(住友)の排水としても使用され, 後に述べる<sup>ワザ</sup>ところである。

以上述べた水替作業は3種類とも高度な技術を要しないが, (1)「骨折候働方ニ御座候」と(2)「業

図-2 「車引き」水替作業現場



（磯部欣三，前掲書より作制）

図-3 「水上輪」による水替作業現場



（磯部欣三，前掲書より作制）

無之」，(3)「精出シ汲揚さへ仕候へは差支無之」いのであり，勤労を最も必要とするので，江戸無宿の者でも勤めることができると考え，囚人使役を次のように承認する。

「水替の義ハ、舗内穿下有之候処え少の足掛仕置居、手操又ハ車をも仕掛汲揚候、尤度々代り合候てハ纒（わづか）の間手透候ても水増上り候上、一昼夜宛為詰切、食事仕候内代々ニ相休セ候迄にて、至て骨折候働方ニ御座候へ共業無之、精出シ汲揚さへ仕候へは差支無之義ニ付、無宿の者ハ水替ニ遣候外無御座候、右の通甚骨折候働方故、幼年亦ハ老年にてハ難相成候ニ付、二十歳位より四十歳位迄の丈夫成ものニ無御座候てハ、間ニ合不申候、」

（磯部欣三，前掲書，109頁）

水替作業はこれまで「町住居亦ハ百姓等にて」行われ、「何れも厄介等も有之有候もの共」で、江戸の無宿の者と似たり寄つたりの「厄介」者であった故、江戸の無宿の者を水替人足として雇傭するのを許可される。

こうした水替作業は「二十歳位より四十歳位の丈夫ものニ無御座候てハ、間ニ合不申候」と、青壮年の働き盛りの世代を担い手にする。したがって、囚人使役の外役は鉱山の中でも「業無之」の技術の入らない単純作業のため、刑を終え、社会での生業（なりわい）の職業労働であるため、使い捨ての重労働となり、それだけ残虐性と懲罰主義に晒されることになり、悲惨さを内包する特異な労働形態である。他方、高度な技術と熟練労働と評価されるのは「敷詰の稼人」と「吹大工」（とこや）（床屋＝製練）である。佐渡鉱山は「採鉱」、「水替」として「床屋」の3部門から構成されるが、次の図-4のような佐渡奉行—山師—金児—敷詰の稼人—「五段穿子」—買石—勝場（選鉱）—床屋の社会的身分的階層序列を形成する。山師は敷を請負い、配下の金児を使役し、請負飯場頭を兼ね、鉱



一連の流れ作業に「相隙」が生じることを極力避けるのである。したがって、水替人足も佐渡鉱山のサプライ・チェーンの円滑な回転を熟知することを求められる。水替作業の不慣れでサプライ・チェーンに「相隙」が生じると、佐渡鉱山は全工程の停止をよぎなくされ、「大工穿子等ニハ難遣義ニ」なるのである。

佐渡鉱山は水替作業をサプライ・チェーンの出発点と位置づけることから江戸無宿の健康と身体を管理し、隔離の保安処分を行う3段目の対策を次のように採用する。

「併石鉢丈夫成ものにて如何様の渡世も可相成候処、無宿ニ被相成候程の身持のものニ御座候へハ、通例の者の取扱ニは難届可有御座奉存候、是迄水替仕候もの、町住居亦ハ百姓等にて何れも厄介等も有之候もの共故、差配仕候もの申付候義をも相用働候得共、佐州の内ニても悪事有之水替ニ申付候ものは、差配仕候者の申付等をも不相用、不働等仕候節ハ其度ニ厳舗申付候へ共、時々山内をも抜出候様成義有之、無扱非人手下ニ申付候義も間々有之候、無宿共の義ハ尚更差配人の取扱ニハ行届申間舗、敷内不働仕候てハ、銀山御稼方指支ニ被成候義ニ付、可相成御義ニ御座候ハハ、右鉢様の者ニても頭立候無宿のもの共万事引受、敷敷取扱仕候者先両三人も差添被遣候様仕度奉存候、右のもの共勝手次第市中杯え罷出候様仕候てハ、如何様の悪事可仕も難計、仮令悪事不仕候迎も、不事馴町人・百姓共の儀ニ付聞威仕、彼是騒敷義も出来仕候ては不宜義ニ奉存候ニ付、銀山最寄せ小屋相建差置、市中杯えハ決して不指出候様ニ取計可申奉存候ニ付、於佐州も地役人共の内掛りの者前段申付候様可仕候、尤道中取扱仕候もの等の義ハ、江戸表より被遣被下候様仕度奉存候、弥被差遣候御義御座候ハハ、最早当年の義ハ渡海六ヶ敷時節ニ罷成、此末日々風雪等にて荒強く御座候間、来二月末ならてハ右無宿共差置候場所御普請等、取掛り候義も難相成御座候ニ付、来春ニ至り被差遣候様奉存候、勿論右小屋場御普請等ハ、御差図次第取掛り、皆出来の上申上候様可仕候、依之奉候、以上

酉十月」

（磯部欣三、前掲書、109-110頁）

佐渡奉行は水替人足として「町住居亦ハ百姓等」のうち「厄介」者を雇った際、(1)差配人の申付を行わず、(2)作業をなまけ、そして(3)「抜出」した場合に、刑罰として「非人手下ニ申付」る経験から、佐渡の「厄介」者を上廻るこれら江戸無宿の者に対して保安処分として山中の小屋に隔離し、厳重な監視と監督の下に置くことが考えられている。この隔離の保安処分と牢名主制の命令系統は江戸無宿の者を(1)水替作業に専従させ、(2)市中への出入を禁止し、そして(3)町人・百姓に対し「威」しを行い、或いは騒動を行すなら、非人手下へ配置する刑罰を課し、懲戒主義によって維持されるように機能するものと見なされる。

3段目の江戸無宿の者に対する保安処分による隔離と懲戒主義は囚人使役による外役の残虐性と悲惨性のメダルの表裏を現わし、更生の形式を取りながら実質において懲戒に動きを置く近代的自由刑の日本的形態と見なされると言うことができる。

佐渡奉行は江戸無宿による水替人足制を発足させるため、小屋の建設を含め受け入れる準備を進めるため「来春」まで時間の猶予が欲しい旨を願い出る。この第3段の処置、つまり囚人使役による外役の本質は更生より懲戒主義に置かれるように佐渡奉行と老中・松平右京太夫の間で取り決められる点である。松平右京太夫は厳格な刑罰で江戸無宿の者を処罰しても、とりわけ「死

罪ニも行候」でも幕府への伺又は通報は無用であると、佐戸奉行に安永7年4月3日付書面で次のように述べる。

「管理方法について、重ねて老中の書付がある。

(老中)  
松平右京太夫殿、御渡候御書付

佐渡奉行え

近来無宿共多、自然と悪事いたし候ニ付、無罪ノ無宿共先四、五拾人佐州え差遣候間、水替人足ニ遣候様可致候、尤無宿の者共の事ニて候間、欠落・死失有之候共届ニ不及候、於佐州ハ、地役人共為取計掟殿舗申付、居小屋外え罷出候ものは勿論、水替致不精候か或は病等申立候ものは、仮悪事無之候とも梏門同然ニいたし、其上ニても不相用のものハ死罪ニも行候様可被致候、其段奉行承届候迄ニて同等ニも不及候、其内ニて心底も直り候ものも出来候ハハ、懸りの者共相糺候上、奉行交代の時分其外御用序ニ当地え相帰候様ニも可被致候、且亦無宿共佐州え遣方の義ハ、最寄御代官ニて取計候筈ニ御座候間被得其意、町奉行・御勘定奉行え可被談候

(三日附)  
四月」

(「江戸水替初発御差下一件」安永  
七年)

(磯部欣三、前掲書、110-111頁)

この安永7年(1778)4月3日付松平右京太夫から佐渡奉行への書面は徒刑の外役における懲戒主義、或いは厳罰主義を表明する江戸幕府の本音を言い表わすものであり、出発点において既に人道主義の更生というよりむしろ島流して懲戒する厳罰主義の原則を樹立する点で注目すべきものである。そこで求められている行刑処分は、(1)「欠落」の場合、死罪、(2)水替作業を怠か<sup>おこたる</sup>、或いは仮病、偽病の場合、「梏門」同然の刑罰を科し、(3)水替作業に「不相用」ぬ場合、「死罪」に処するのである。全体の約1割の江戸無宿の者が10年精勤するなら、更生を認め、江戸へ戻すことにしても、それは後に残る江戸無宿の者にとって励みとなり、精勤への刺激になるとその心理的効果を逆に利用しようとする。水替人足は1年でほとんど「死」ぬほど弱っていることから、10年精勤を充たすのはほとんど困難と最初から計算した上での更生と解釈、或いは授産の目標を設定している。

こうした囚人使役の外役制はアメと鞭の両面を使い分け、鞭の多用を隠す徒刑の懲戒主義となる。佐渡水替人足制は江戸無宿の者の外役によって今や発足の段階に達する。老中・松平右京太夫は関八州における無宿者の捕縄を命じ、「懲しめのため」「佐州え差遣候」と徒刑による島送りにするを次のように告げる。

「無宿者の捕縄について、関八州に触れが出される。

(四月)  
近来御当地並近国共、無宿者多数徘徊致候故、火附盗賊も多騒敷儀とも有之、世上一統の難義に相成候、畢竟右は一、二夜宛も無宿共を留置、宿等致し候もの有之候故、右躰無宿多致徘徊不屈の至候、依之町方は勿論、近在の町役人・村役人とも町方村方敷敷逐吟味、前々掟も有之候通、一夜たり共身元不慥成もの留置不申様申付、在町とも無宿共見懸候ハハ召捕、町方は月番の町奉行え召連可出候、関八州在方は村役人等差添候ニ不及、村継ニ致し月番の町奉行え送越候様可致候、元来右無宿共儀は農業を怠、町人は夫々渡世を不致、身持放埒故無宿に相

成弥取統兼候節は火附盜賊をも心懸候者とも故、懲しめのため此度無宿共嚴敷召捕、佐州え差遣候間、在町共無宿召捕訴出候ても、後日に讎等致候儀は決て不相成候間、見懸次第召捕訴候、若見通し致し置候はは、急度咎可申付候

右の通可被相触候、尤組の者えも申付召捕候様可被致候

(考中)  
(松平右京太夫)

(「徳川禁令考」<sup>安永</sup>七年)

(磯部欣三、前掲書、111頁)

### (3) 江戸無宿水替人足小屋の管理と保安処分

松平右京太夫は江戸に関東八州から無宿の者が流入し、秩序を乱して「世上一統一難義に相成候」として火災、盗みの犯罪を急増させていると危機感を強めている。こうした江戸に無宿の者が急増する理由と原因について農村と都市での貨幣経済の発達による貧富の格差を深め、これに貨幣改鋳によるインフレーションの影響を受け、没落する農民及び町人を一挙に無宿化へ追いやる<sup>と</sup>考えられ、農民は「農業を怠<sup>り</sup>」、町人は夫々渡世を不致<sup>ぬ</sup>ことによるのである<sup>と</sup>考える。かくて、「近来御当地並近国共、無宿者多数徘徊<sup>する</sup>」無宿の者は「身持放埒<sup>から</sup>」無宿に相成<sup>り</sup>、秩序を乱して「火附盜賊をも心懸候者とも」になり下がり、犯罪者と化しつつある。したがって、こうした「徘徊不届<sup>の</sup>」無宿の者、又は「身元不慥成なもの<sup>は</sup>」見懸次第召捕<sup>え</sup>、或いは「可訴候<sup>であり</sup>」、この結果牢に「留置<sup>される</sup>」こととなる。それゆえ、松平右京太夫は江戸の秩序を回復し、江戸の火附盜賊を鎮<sup>し</sup>めるためにも無宿の者を「嚴死召捕<sup>え</sup>」、懲しめのため「佐州え差遣候」と島送りの刑を適用し、保安処分にする。かくて、佐渡金銀水替人足制は江戸の無宿の者を「懲しめるため<sup>に行</sup>う島送りの行刑処分の徒刑場として設立されることになる。

他方、佐渡奉行は江戸の無宿の者を水替人足として受け入れ、保安処分として市町村から隔離するために江戸水替小屋を「割間歩<sup>おとしやま</sup>落山」の下側に次のように建てるのである。

「江戸水替小屋が建つ。場所は「割間歩落山下」とある。

(四月十七日)  
一、江戸表無罪の無宿者、当国銀山大工・穿子・水替等ニ被遣候儀、先達て御取調相済、弥此方え被差遣候事ニ相成候間、右の者共御差置候小屋、割間歩落山下ニ御建被成候積り、是以先達て相極居候間、今日地割引<sup>(次字)</sup>□等の儀ニ付、御組頭井坂又兵衛様御出、右ニ付林本齊藏殿・今井新左衛門殿、御普請方より岸野弥左兵衛殿・原田次郎左衛門殿、銀山より高田六郎兵衛殿、藤村小十郎殿、大坂惣左衛門

右惣敷地坪数

百坪宛

但十五間ニ七間

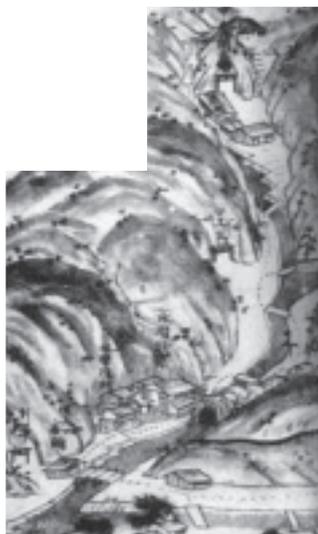
右明十六日、品々山ニて御改

一、江戸水替小屋御普請懸、山方役長島甚五兵衛、御目付役藤村小十、地方掛普請所兼岸野弥三兵衛、御ふしん役原田次郎左衛門、書役小田切丹次

(「相川町・秋野家所蔵日記」<sup>安永</sup>七年)

(磯部欣三、前掲書、111-112頁)

図-5 江戸水替人足小屋の立地



(磯部欣三, 前掲書より作製)

江戸水替小屋は「割間歩落山」の下側に建てられ、約「百坪宛」(150坪)の大きな小屋であり、200人の収容を誇る規模である。この江戸水替小屋は佐渡鉱山の敷地の中でも断崖の絶壁を背景にし、前面には川で遮断されて完全に隔離されるが、この小屋の位置は次の図-5によって窺うことができる。

この図-5から窺えることは江戸水替人足小屋の立地の厳しい環境に置かれていることである。すなわち、小屋の前方には間山口番所が在り、東方の奥には中尾番所が在って、小屋は両番所に狭まれてほとんど人の出入りが防がれている。他方、後方は山の断崖であり、前方は川で遮られている。しかも、小屋は竹矢来で囲われ、水替役所が隣りに建てられている。したがって、江戸無宿の水替人足は保安処分として完全に隔離され、水替作業に専従する小屋生活を送り続けることを余儀なくされることになる。尚、小屋の落山は宗太夫坑と割間歩の中間にある。江戸無宿の者は外部から遮断され、市町村へ逃亡することも困難とされ、水替作業に精勤することだけが小屋生活の日課として送る人生目標として見なされ、外役の残虐性と悲惨さを小屋の立地から体験することになる。

佐渡奉行は江戸無宿水替人足制を発足するのに小屋を建設すると共に、水替人足小屋の管理規則(掟)を山方役仙田八太夫と銀山掛御目付役内藤又三郎に命じ、起案させるが、次のような掟になる。

「水替作業、小屋周辺の警備に關した伺いが残る。

江戸表より被遣候無宿水替到着後、取計方の儀奉伺候書付

山 方 役  
銀山掛  
御目付役

江戸表無宿共、今般当国銀山水替ニ被遣候ニ付、到着後取計方の儀左ニ申上候

一、無宿水替到着後舗内え遣置候儀、人数半分に割、一昼夜宛為水替入代り候積り御座候、然ル処、中尾間歩東西樋場水替、当時三拾五人宛入立候内、不手馴もの一度ニ遣候ては、此節敷内水溜ニ候共操場方差滞、自然御稼方差支候儀も可有御座哉、然とも先半分宛入立其節の様子ニ寄、猶又遣方の儀、相伺候様可仕奉存候

一、右水替入立候節ハ、敷役人小屋前迄罷越差配仕候者え立会、中尾御番所え相詰候様可被仰付哉、尤水替共出入の節ハ、間山口御番所町同心見届相改候様可仕候哉

一、水替小屋門鍵の儀は、間山口御番所役預ニ可被仰付哉

一、川通り出水並小屋場近辺出火の節、私共並山師敷岡御雇の者駈付手当仕候積り、尤無宿水替共立退候節ハ、腰繩を付候方可然哉ニ奉存候間、右躰の節ハ間山口御番所詰町同心の外、増人数被仰付置候仕度奉存候但、出火並出水等の節、防人足最寄町方え被仰付候様仕度奉存候

一、只今迄ハ、大工・穿子其外軽もの共不埒の儀有之節、繩掛ケ並ほたし等打咎申付候義ハ不申上、手鎖打候節ハ其段御届申上候、此度被遣候無宿水替の儀も、是迄通り取計可申哉

但、無宿水替共不埒の義有之咎申付候ハハ、科帳拵置巨細ニ相糺、並格別働方出精仕候もの共有之候ハハ、申上候様可仕候哉

一、手鎖並腰繩等、別段御渡被置候様仕度奉存候

右の通奉伺候、以上

戌六月

山 方 役  
銀山掛  
御目付役

下ケ札 本文伺の通被仰付可然奉存候、以上

（「江戸水替初発御差下一件」<sup>安永</sup>七年）

（磯部欣三、前掲書、114-115頁）

この江戸水替人足小屋の規則は江戸無宿の者に対する保安処分として隔利主義の原則を樹立することを狙いとする。(1)水替人足の小屋からの立入は必ず「間山口御番所町同心見届相改」めることを求められる。(2)水替人足小屋は必ず「鍵」を掛け、間山口御番所で鍵の管理をする。(3)水替小屋が火事になった場合、江戸無宿者には「腰繩」をつけて「立退」かせる。(4)「不埒」を働く無宿の者は「縄掛け」か或は「手鎖」の刑罰を科し、「科帳」に記録する。また、「格別働方出精仕候もの」については科帳に記載する。(5)坑内での水替作業をする場合、2組を編成し、1組目が1昼夜の作業を終えたら、2組目が坑内に入り、「半分宛入立」することを必ず守るように規則の最初に掲げる。小屋管理は(1)出入の立会いと点検を厳格に行い、(2)作業組を2組作り、交互に作業を回転するように、隔離と厳重な懲戒主義を維持することを目的とする。この作業組の管理と秩序は牢名主制の導入によって行われる。安政7年に江戸無宿の者58名が佐渡に着くや、作業の2組の編成が行われる。佐渡奉行は配下に命じ、自治的作業組を編成し、差配人の牢名主によって作業組を自律的に機能することを要求する。かくて、差配人3人の選出は山方役、御目付役によってなされるが、次のように指名される。

「長五郎、吉郎兵衛、卯之助の三人が、差配人に選ばれた。

水替差配人の儀、奉伺候書付

山方役

銀山掛

御目付役

水替差配人

本所卯之助

大坂吉郎兵衛

権現堂長五郎

右の者共、舗内働方格別出精仕、差働も有之者共ニ相見候間、当分差配人ニ仕、右の内老人ツツ代々ニ敷内え差遣、外水替共働方等閑の義等無之様為取計、式人ハ番所ニ差置、小屋内取締為仕候積り、尤右のものとも差配いたし方不宜候得は、引替候積りニ御座候、可申付哉奉伺候、以上

戌七月

下ケ札 本文水替頭立候者無御座候間、不取締の趣ニ御座候間、三人の者当分試ニ差配人ニ仕、不宜候ハハ尚亦引替候様可被付候方、可然奉存候、以上

戌閏七月

銀山掛

広間役

(「江戸水替初発御差下一件」<sup>安永</sup>七年)

(磯部欣三、前掲書、124頁)

山方役と銀山掛御目付役は(1)「舗内働方特別出精仕」、(2)「差働も有之」ことを選考基準にして、作業組の「頭」役(牢名名)として差配する「差配人」に3名を選んだ。その3名は(1)本所卯之助、(2)大坂吉郎兵衛、そして(3)権現堂長五郎である。差配人は(1)水替作業の現場頭役として坑内に入り、「水替共働方等閑」じ込めを生じたり、「相瞭」となったりしないように作業を監視し、見張るのに差配人のうち1人を現場に張り付かせる。(2)差配の他の2人は「番所ニ差置」いて「小屋内取締」を行い、逃亡を防止し、病人の世話を行い、食事の仕度を手伝い、番所と小屋との連絡及び意志疎通を図り、眼配りをして水替人足の監督、世話に専念する。選ばれた3人に「不宜」の不適任であるなら、「引替」て別の3人が差配人に選ばれることも小屋の管理規則の1つの柱となっていることは既に述べておいたところである。作業組は牢名主にあたる差配人を頭にして自立的労働集団として作業に専念し、綱の目のような監視の中で水替人足としての仕事に専念することとして働らく。

第一陣として江戸町奉行から佐渡鉱山へ島流しされる58名の名前と年齢、職業そして犯歴は次のような人々である。

「第一陣の六十人の送り状が、佐渡に残る。

安永七戌年七月

江戸より被遣候水替人数名前

(破損)

□ 助  
二十七才

品川無宿・あんま

市五郎  
二十九才

藤沢無宿・入墨

要助  
二十才

北海道炭鉱汽船百年の経営史と経営者像（二）（大場四千男）

上総無宿・入すみ	新 平 二十八才		三十二才		二十三才
越後無宿・入墨	源 兵 衛 三十三才	下谷	孝 順 四十八才	音羽町・無宿	岩 五 郎 三十九才
上総無宿	長 太 郎 二十四才	上総	吉 五 郎 二十二才	本所	庄 之 助 二十才
下総無宿	佐 助 二十一才	伊勢無宿・はなびろ三之助事、入すみ	三 次 郎 二十九才	無宿	与 八 二十九才
駿河無宿	喜 八 二十八才	上総無宿・こんけん常市五郎事	長 五 郎 三十五才	肥前・入すみ	奥 順 十九才
小田原・入すみ	次 郎 十八才	霊岩嶋・まめとめ事	富 五 郎 三十才	葛西	彦 五 郎 二十一才
無宿・本柏小僧	源 蔵 三十才	神田・入墨	新 八 二十九才	郡内・入すみ	音 五 郎 二十五才
伊豆・入すみ	八 之 助 貳拾一才	下総・入墨	源 六 四十一才	(一名破損・喜四郎カ)	
大坂・入墨	吉 兵 衛 三十一才	同国	吉 兵 衛 四十五才	(破損) □ 助 事 藤 五 郎	
芝	安 五 郎 二十五才	京橋坊主	市 兵 衛 四十三才	築地・安太郎事	喜 兵 衛 二十四才
根津・入すみ	金 五 郎 十九才	神田	清 次 二十五才	赤坂	卯 之 助 三十二才
上総・入墨	忠 次 拾八才	なまぶけ	伝 吉 十九才	信州無宿	長 次 郎
無宿	金 五 郎 二十八才	入墨・てんぐ	定 五 郎 二十六才	近江	庄 兵 衛 四十五才
同	藤 吉 二十六才	土屋帯刀掛り			
同・入墨	藤 八 三十八才	越後無宿・三ヶ月小僧・入墨	長 五 郎 二十六才	出雲 二ノ橋元 四谷	彦 兵 衛 四十九才
同 <small>本道外料共兼 罷在候付</small>	長 悦 三十七才	上総・入すみ	次 郎 吉 三十才	渡部欣三 代ノ元 中野無宿・長八事	光 道 三十才
	太 十 三十八才	浅草小姓・入すみ	吉 五 郎 二十八才	無宿	九 十 郎
上総	藤 八 十八才	深川・入墨	与 市 二十二才	右は此度佐州え被遣候無宿共、人数名前書面の通一付、尤差立候迄の内病気成者引替、丈夫成者差出候間、右の内名前相違仕候者も可有之候、右は猶又差立候後、可申達候	
無宿・清次郎事・どうしん	新 吉 二十八才	八丁堀・入すみ	金 兵 衛 四十三才	信州無宿	長 次 郎
	(欠)	橋川・入すみ	勘 太 郎 三十六才	頭より申来ル	
板橋無宿・入墨・はなくれ	庄 五 □ 二十五才	川越・千次郎事・入墨	権 次 郎 二十八才	新橋・無宿・亀之甲小僧・入すみ	新 八
甲斐守掛り		神田・入墨	甚 八 三十二才	信州・無宿・入すみ	長 次 郎
神田	小 三 郎	同・めでたい小僧とう吉事	長 五 郎		

(「橘鶴堂文庫」佐渡農業高校蔵(安永) 磯部欣三、前掲書、120-124頁)

磯部欣三は第一次 58 名の、その後の追跡調査を行い、58 名のうち記録されている 36 名を確認する。その 62 パーセントの行方は次の表-1 のように分類される。

この表-1 のうち磯部欣三は名前を確認するが、佐渡鉱山での囚人使役による外役は懲戒主義による犠牲を多く出し、重労働と労働強化を江戸無宿の者達に強いることとなり、結果として、労働の経済外強制として顕現化する。前に述べたようにこの江戸無宿水替人足制の設立目的は、老中・松平右京大夫の強調する「懲しめのため」の外役と見なされ、徒刑の懲戒主義を徹底的に推進することに見出され、島送りの徒刑制と遠島の島流し（禁錮刑）との間で天地の差ほどの開きとなっている。明治 18 年内務卿山形有明は空知集治監幌内外役所の幌内炭鉱への外役を松平右京

表-1 第1次58名の行方

記録の内訳	件数(人)
逃亡	2
市街住居	3
死罪	1
水替人足, 大工降格	3
死亡	5
12人の死者墓	12
計(割合)	36/58(62%)

太夫以上の「懲しめのため」に実施することを徒刑の懲戒主義として全力を注いで実現に努めることを指示する。この結果、幌内炭鉱の囚人使役は近代的徒刑制度（自由刑）の懲戒主義の上に多くの犠牲者を出し、幌内炭鉱鉄道、さらに北炭社幌内炭鉱の資本主義的生産様式の確立を持たらすことで報われることになる。ここに北海道の後進性は囚人使役の犠牲と懲戒主義に導かれ、北炭社を資本主義的企業として確立し、近代産業資本主義への発展を育くむことになるのである。

## 2章 石川島人足寄場の形成

### (1) 松平定信の人足寄場構想

田沼意次時代に老中・松平右京太夫が中心となって形成される佐渡金銀水替人足制は都市に大量に流入する無宿の者を「懲らしめるため」に無宿の者を外役する近代的徒刑（自由刑）制を生み出す。江戸無宿の者は関東八州から捕えられ、第1陣60名として島流しされ、江戸水替人足小屋に隔離され、地底の湧水を排水する水替人足として働くことを経済外強制される。この結果、佐渡への途中2名が減員し、第1陣58名は磯部欣三の調査によれば36名の確認を見るが、逃亡、死罪、死亡、墓に刻まれる12名、大工・水替人足への降格等と行方を明らかにする。このことから推測されるのは江戸無宿の者58名のうち佐渡で平人となり、或いは心を改めて江戸に戻されたのは10名に充たない人数である。残り9割が囚人使役による外役の犠牲となったのではないかというのが磯部欣三の調査による結論である。次の松平定信はこの佐渡金銀水替人足制を維持するため、江戸無宿の者達を保安処分先として石川島人足寄場にかき集め、石川島人足寄場を人足の供給基地と位置づけようとする。したがって、この松平定信時代には石川島人足寄場と佐渡金銀水替人足制とを徒刑の外役によって結びつけ、石川島人足寄場を囚人使役の供給基地、そして佐渡金銀水替人足制を外役の徒刑場と見なし、両者の循環を造り出す。明治維新まで100年の間に約2000人の江戸無宿の者が佐渡金銀水替人足として島流しされるが、彼らは江戸無宿水替人足小屋に隔離され、「懲らしめのため」の犠牲者となる。田沼意次の時に発足を見た佐渡金銀水替人足制は次の松平定信時代に設立される石川島人足寄場を囚人使役の供給基地（集治監）にすること

で制度として持続的発展を可能にされ、徒刑の懲罰主義によって支えられることとなる。

松平定信は石川島人足寄場を徒刑場と位置づけ、救貧法の基本である内役による授産で囚人を社会復帰する近代的自由刑制度を実現する目的で石川島人足寄場の設立に全力を注ぐ。それゆえ出来あがった石川島人足寄場は徒刑の2面性、つまり内役（監獄内の職業訓練、或いは職業研修）と外役（監獄の外での就業、或いは出稼ぎ労働）を持って発足する。むしろ、石川島人足寄場は囚人使役による内役を中心に行う徒刑場として位置づけられ、近代的自由刑制度の発祥地と見なされている。こうした徒刑の内役に主眼を置くに至ったのは松平定信の人徳の高さに由るものと考えられる。したがって、松平定信と石川島人足寄場の設立意図の関係を明らかにすることがここでの課題となる。

松平定信をしてこの石川島人足寄場の設立に導いたのは火付盗賊改の長谷川平蔵の無宿養育所構想にあると関連づけているのが平松義郎である。平松義郎は論文「人足寄場の成立」(一)、(二)、(三)（法政論集（名古屋大学）33, 34, 35号）で松平定信と長谷川平蔵との関係を中心に石川島人足寄場の設立過程を述べているので、この見解を中心に以下分析する。

松平定信は老中筆頭の立場から江戸に流入する無罪無宿の者による火付と盗みによって日々騒動の増大で江戸の治安と秩序の乱れと不安定化で幕藩体制が脆弱化することに危機を深め、これら無宿の者を救済し、治安の回復を図る社会政策、或いは保安処分対策としての徒刑の新しい制度として無宿養育所再建構想を描き、その具体化について火付・盗賊改の長谷川平蔵に検討するように要請する。松平定信の授産更生施設案は長谷川平蔵の検討案の中で具体化され無宿養育所再建構想となり、長谷川平蔵によって次のように徒刑の内役を中心に第一次案として纏められる。

「此度無宿者養育所儀御沙汰御座候に付、修法并地面相考、左ニ申上候、

一無宿者養育所之儀者、易き儀にて甚難き儀と奉存候、其訳と申上候ハ、一跡悪党ニ罷成候程之者共故、生れ付家業ヲ不勤、恥と申儀は露程も不存、猛欲無道之者共ニ御座候得は、平人とハ大ニ相違仕候、此者共を悉善ニ帰せしめ可申事と相成申間敷奉存候得共、十人ニ仕、五人ハ善ニうつり可申儀は、養育所頭取申候者心にて、差而難き儀にて御座有間敷歟、一跡無宿者は、無能之者多く御座候間、無能之もの渡世為仕候事専一之工夫歟と奉存候、草履、馬之踏等ハ誰も出来仕候様成品ニ御座候得共、下手之作り候は用立不申候間、出来仕候ても商人買受申間敷候得者、其所差支可申奉存候、此所を勘弁仕得は、地面手広にて要害宜敷地を得不申候ハ出来仕間敷候、地広ク御座候節は農業為仕、行々は農民ニ相成候様ニ工夫仕、又骨細にて農業相成不申候者共ハ、此節世上一統出精仕候儀故、大的半的張出せ申候ハ、如何様成無能之ものも差支御座有間敷奉存候、無能之もの手業にて出来易き品故、始より渡世ニ取つき可申奉存候、始め基手銭衣類被下置候右御入箇も追々取立候而も差支御座有間敷奉存候、渡世 御慈悲ニ而仕覚候ハ、悪党共も天然と善ニうつり、渡世覚可申奉存候、地面広く御座候得は、困之廻りへ見隠しニ植候木も、柳や栗胡桃之類見立植廻し候ハ、養育所御手当之助けニも相成可申奉存候、

一無宿者養育所被 仰付候ハ、只今よりハ無宿殖可申奉存候、其訳と申候者、世上居候と申候者、皆無宿者ニ御座<sup>〔候〕脱力</sup>、両町奉行、両御加役入墨もの并敲御仕置相済候もの、引取願出候得は、夫々引渡申候、此願出候ものハ、盗物買受候もの歟、又は同類ニ御座候得共、差出可申儀と奉存候、平人を取扱候ことく柔成儀にてハ、始之内中々行届申間敷奉存候、十より五十歳迄之仕置、出奔人等ハ、伺不申直ニ切捨候程之被 仰出無御座候而

- は、法を相守り申間敷奉存候、
- 一無宿者共打込置、相働かせ候計ニ而ハ、悪党善にうつり可申とも不奉存候間、甚耳ちかく、談儀僧杯之弁舌宜敷に、雑談相交教化為仕、行々は少々ツゝ国恩之難有事、家業相勤候筋、親之慈悲等ヲ天然と感仕候様ニ一夜置二夜置位、退屈不仕候様、暮六ツ時方五ツ時頃迄ツゝ申聞せ候ハ、悪党ニても人ニ御座候間、感候者早出来可仕奉存候、此外ニも誠より頭取候者工夫仕候ハ、其節々之工夫、何程も出来可仕奉存候、親之子ヲ教訓仕候心ニて仕候ハ、行届可申哉と奉存候、
- 一養育所江、町家之者人数相極、出入致させ可申事、
- 一病人御座候節は、溜江遣し候敷、又別段ニ養育所出役之医師被 仰付、可然哉之事、
- 一夜分伏らせ候場所ハ、獄屋之とく仕候処拵置、一所ニ仕、ふせらせ不申候ては、無心元奉存候、
- 一細工仕候所ハ、別段拵、手業為仕可然奉存候、
- 一頭取候者之儀、御加役ニて兼帯仕可然旨、先日御請申上候得共、得と相考候得は、中々兼帯仕候而相勤候而ハ、両様共ニ難相勤様ニ相成可申と奉存候、無宿者養育所掛り之儀は、御先手一組被 仰付、当番加番 御免、廻加番定心得被 仰付候ハ、可然哉と奉存候、此度相考候は、手広成修法ニ御座候得は、掛り相勤候与力同心不足ニ御座候而は、中々行届申間敷哉と奉存候、
- 一無宿者養育所地面、山之手ハ六郷川筋吟味仕候処、地面御座候ても水無御座、水御座候ても要害を構候てハ御入箇甚相掛、相応之地面無御座候、深川松平大膳太夫抱屋敷鶴歩町は、四方川ニ御座候て大川江続き罷在、船之通用宜敷、坪数も貳万坪御座候へとも、無宿者養育所第一之地面と奉存候、屋敷内輕キもの住居仕候所計家作御座候而、跡ハ不残明地ニて、鷹遣ひ申候地と奉存候、右地面ハ、大水之節も、水平地方五尺五六寸程ニも所之もの申候得は、此度川邊被 仰付候土ニ而築立被 仰付候とも、川続之場所ニ御座候間、如何様とも出来可仕奉存候、右辺出水退場ニも相成可申、又出火之節直ニ無宿共ヲ火消人足ニ相用候ても、四方川ニ御座候間、逃去申候儀相成不申、何レニつき候而も便り宜敷地面と奉存候、右屋鋪中之所江内囲仕、其内ニて事を計申候へは、外構ハ農業之地ニ御座候間、諸人出水之節退参り候へとも混雜仕候儀無御座、内構大数五千坪引申候ても、壹万五千坪御座候得は、近辺之者ともハ出水之節居餘り可申程にハ御座有間敷奉存候、右屋敷地面絵図、別紙ニ認(別紙欠、筆者註)差上申候、
- 一無宿者養育所構内番所之儀は、惣門内門二重ニ付、三方江沓ヶ所宛番所ヲ差置、其内沓ヶ所頭取候者廻リニ参り候節、休息仕候程之所補理置、其所ニて萬事裁断仕候ハ、都合宜敷可有御座奉存候、
- 一私共勤番相勤候節、泊番入用少々ツゝ相掛り、加番被 仰付候節は、入用御場所ニより餘程相掛り候儀故、無宿者養育所之掛り被 仰付候ても、泊番加番 御免被成下候ハ、別ニ御扶持方等被下置候ニ不及候儀と奉存候、無宿者養育所之儀は手当工夫仕候は見廻リニ罷出候而已ニ御座候得は、入用一向相掛り不申候儀と奉存候、
- 一無宿者養育所勤方与力人数之儀ハ、惣門ニ与力老人同心三人、内門ニ同心貳人、跡三ヶ所番所同心貳人宛、見廻り与力貳人、都合与力三人、同心拾壹人、
- 右先日御沙汰之趣、相考申上候以上、

(平松義郎「人足寄場の成立」(-), 20-23頁)

この長谷川平蔵の無宿養育所再建構想は松平定信の授産更生施設案を骨格にする実施案として纏められ、我が国初めての救貧法の内役(就労主義)と刑法の徒刑とを両輪にする画期的なものであり、既に石川島人足寄場の徒刑、つまり近代的自由刑の原理を取り入れて次のように5点に要約される。

第1は無宿の者を徒刑の内役で懲戒と更生を果す近代的自由刑の原理を原則として確立しようとする点である。このため、徒刑の内役と教誨を両輪にすることが松平定信から提案され、長谷川平蔵は両方を実現することに対して「差而難き儀ニても御座有間敷」と答え、無

宿養育所の精神として掲げる。この実現の抄は長谷川平蔵を頭取に兼任すれば、頭取の心得るところであると答え、長谷川平蔵は火付盗賊改めとの兼職を松平定信から取り付けようとする革新官僚の野心を覗<sup>のぞ</sup>かせる。

第2は幕府裁判権を無宿養育所頭取に再配分し、頭取の判断（裁決）で無宿の者を「十より五十敲迄仕置」し、逃亡者（出奔人）を「伺不申直ニ切捨候」ように敲罰主義で臨む行刑権を賦与することを提案している点である。これは長谷川平蔵の火付盗賊改としての「皆殺しの御趣意」の現われでもある。

第3は1で述べた教誨制の導入であり、「親之子ヲ教訓仕候心ニて仕候」の家族主義の精神の主旨であり、心学者でなく「僧」にその任務をすることを説く点である。

第4は無宿養育所の内役で出所後の生業<sup>なりわい</sup>にする業<sup>わざ</sup>（＝技術）を研修、或いは訓練する授産施設所にする点であり、救貧法の近代的就労主義（内役）を採用し、我が国初めての近代的自由刑（懲役）を導入しようとする点である。このため手業と予定されるのは「細工」製造・加工工業の職業である。しかも、これら「細工」製造・加工工業は「草履」、「馬之踏」（蹄鉄）等を商品として生産し、商人に「買受」けさせる商品生産を基本とする。無宿養成所は手工業を商品生産の技術体系と捕え、商品生産と貨幣経済に立脚する職業訓練、或いは職業研修を構想している点でも近代的徒刑制度の登場と言える。

第5は無宿養成所の立地と運営組織の問題である。立地は最初「山之手ハ六郷川筋」を考え、次に「深川松平大膳太夫抱屋敷・鶴歩町」を候補地にあげている。後者の運営と監視体制には火付盗賊改の与力3人、同心11人を派遣したい旨、長谷川平蔵は頭役を兼職する立場から提案する。

以上のように無宿養成所の再建を巡って松平定信と長谷川平蔵とはそれぞれの案を摺り合わせ、具体化に踏み込もうとする。無宿養成所は老中・牧野大隅守によって設立されたが、「出奔之者多、難儀仕」閉鎖されていたが、松平定信によって再建されるべく検討され、長谷川平蔵との協議に入り、それぞれの案を一本化する作業を何回かつみあげていくのである。

## （2）人足寄場の近代的徒刑制

平松義郎に依れば、松平定信の徒刑思想は中井竹山の「草茅危言」と弟履軒の「恤刑茅議」に説かれている徒罪の法に基づくものであると見なされている。とりわけ、中井竹山の徒罪の法の構想は「中国漢代の徒刑」（前掲書 31 頁）である。この漢代の徒刑は「中国古代の奴隸的労役刑」である。しかし、松平定信はこの徒刑の内役を「商品生産ないし雇傭労働」に求めている点で中井竹山と相違し、「近世日本が自ら生み出したもの」（前掲書、32 頁）の近代徒刑制度を制度化しようとする。寛政元年（1789）12月に松平定信の検討を加え、長谷川平蔵は第二の上申書を次のように提案する。

- 「先達而無宿養育所之儀申上候処、猶又相考可申上旨御沙汰ニ付、再考仕、左ニ申上候、
- 一無宿者名目之儀、先日御請申上候、平人ハ至而きらひ申候儀故、相考候処ハ、御用人足所と相唱申候ハ、可然哉と奉存候得共、御用之二字ヲ相用候儀、如何可有御座哉、御用之二字ヲ相加へ候ハ、俗忌きらひ候儀御座有間敷哉と奉存候、
- 一牢内囚人飯米、右之者共ニ為春申候儀、相当之儀と奉存候得共、牢屋敷計之米ヲ為春申候ハ、俗之きらひ申候処之腰押仕候様ニ相成可申奉存候、私共頂戴仕候御台所飯米を為春候而差支は御座有間敷哉と奉存候得共、御台所并牢内飯米も、只今迄請負仕来候者可有御座、左候得者、彼者共難儀可仕、無能之者手業ニハ至て宜敷奉存候得共、右之所も御座候而ハ、是ハ相極候てハ難申上奉存候、
- 一古俵等も取ほこし藁細工為仕候儀、藁草履草鞋馬之沓等ニハ随分相成可申儀と奉存候、養育所より送出し申候馬之沓、御馬屋御用ニ被 仰付候ハ、御仕置相濟候者平人と相替儀無御座候と申事、世上一統輕者共迄能呑込可申と奉存候得は、無上も御恵と奉存候、
- 上之 思召ハ、世上之鏡と相成候儀故、右之通被 仰付候ハ、養育所細工之品忌きらひ候者無御座、差支候筋御座有間敷哉と奉存候、
- 一御代官所正納之荳種之類、養育所にて油ニ為絞候儀、是又至極宜敷儀、乍恐奉存候、被 仰付候ハ、如何様とも相整可申儀と奉存候、
- 一御蔵小揚代り御堀遼人足等ニ相用候儀、御差支無御座候得は、養育所之者ニは至て難有儀と奉存候、其訳と申候は、御蔵御堀遼等之御用相動候節は、上ノ平人足同様之御取扱ニ被 仰出候儀故、只今迄之形状ニ相違仕、平人忌きらひ候儀決而御座有間敷奉存候、平人忌きらひ不申候節ハ、養育頭取仕候者も、甚万事ニ付差支無御座候儀と奉存候、
- 一養育所人足耳環之儀、御沙汰之通、良民ニ罷成候節、環之跡残り候節ハ、<sup>[ママ]</sup>生害迷惑可仕儀、始より環を為掛候ハ、御仁政之薄きニ当り可申と被 仰出候、年数限りニ至候ても其志を相改不申候者えは、年数限り之節其段申渡、耳環為掛可然歟、年数限りニ相成候ても、其志ヲ相改不申候ものハ、生得之悪党ニ御座候得は、悪ヲ改、善ニ移り候儀御座有間敷候得は、年老迄養育所ニ入置可申歟、又外ニ取計方可有御座歟、左候得は、見こらしの為、面々入墨仕、目印仕候而も可然哉と奉存候、悪党ハ悪事ニハ智の働候様成ものニ御座候へ共、元至て浅智成ものニ御座候へハ、目立不申候所へ入墨仕候てハ、差而難儀とも不奉存候ものニ御座候、悪事仕候も相知申間鋪と奉存候方事発り申候得は、出奔仕候而も相知れ申間敷と奉存候ハ、折能節ハ出奔可仕と心底ニ其事差はさみ罷在候て悪ヲ改候期御座有間敷歟、養育所へ入候ものハ、出奔仕候儀決而不相成事と心底より奉存候様ニ仕候か專一之儀かと奉存候、先日申上候書面ニ首かせ之儀申上候は、是ハ手首ニ而も可然奉存候得共、出奔仕候節、手首にてハ覆隠し候便可有御座歟、首かせニ仕候節ハ、養育所人足目印と相成、出奔仕候ハ、直ニ相知可申奉存候、
- 一首かせ之儀、人足ニ相用ひ候節、障りニ相成可申候得は、並筆之軸程の太サニ銅或鉄にて輪ヲ造り、前か後にて小サキ錠ヲ卸し置候ハ、働申候障ニ相成申間敷奉存候、其上目印ニ相成申候故、出奔之志を防き可申かと奉存候、右首かせを仕候ハ、養育所門外へ人足ニ差出候節計相用、平日ハ除き置、引渡不申、願出候者之身上を糺候節ハ、取引願候者無御座候様相成、無宿者片付ニ難儀仕候間、何れの役所にて願出候得は、吟味不仕引渡申候、此所平日嘆息仕罷在候得共、仕方無御座候間、其儘にて取計仕候処、養育所出来仕候上ハ、無筋之願人江は引渡不申、願人迄目を付候様相成候得は、世上悪党ハ甚少ク罷成可申奉存候得共、無宿ものハ甚難可申奉存候、ふへ候へても地広く本たて丈夫ニ相考候節は、差支御座有間敷奉存候、無宿もの殖候ても自分稼ニ為仕候へは、御入箇増候と申儀ハ、無御座奉存候、
- 一御城内之儀ハ格別、御普請場人足等ニ遣ひ候儀、先日御沙汰御座候通、片鬢か片眉毛刺落し候か、又は首かせ等之目印付候かに仕、在々所々之乞食共、右躰之者見当り候ハ、早速召戒め、無宿者養育所江送り可申旨、兼而御触流し御座候ハ、出奔仕候事ハ相成申間敷、又出奔仕候ても早速乞食共召捕申候方可然哉と奉存候、尤右首かせ之儀、首かせと唱不申、目印と号候方可然奉存候、牧野大隅守養育所取計仕候節も、出奔之者多、

難儀仕候趣相嘶申候得は、人足等ニ相用候ニは猶更出奔可仕と申候志ヲ奪不申候而は、相整申間敷奉存候、右御尋ニ付、存念之趣再考仕、申上候以上、

酉  
年十二月」

（平松義郎，前掲書，27-29頁）

「再考仕」たこの長谷川平蔵の第二次上申書は第一次上申書より囚人使役による内役の性格を強調するものとなり、近代的徒刑制度へ一歩踏みこむものである。この第二次上申書は徒刑制度を第1次の囚人使役の内役と教誨制の両輪から「懲らしめるもの」に重点を置く囚人使役による外役と懲戒主義を両輪にするものへ大きく転換するが、次の4点に要約される。

第1は名称変更の件であり、「無宿」について「平人ハ至而きらひ申候」であるので「御用人足所」と改めたという提案がある。

第2は徒刑の内役に就く手工業、職業を増やす件であり、第1次の「草履」，「馬之踏」の2種類から「(米)春」，「油絞」，「藁細工」，「藁草履」，「草履」，「馬之沓」へ増やし、さらに土木として「御掘逦」を新たに加える。

第3は養育所人足、無宿の者に犯印を刻む刑罰を加える件である。犯印として考えられているのは(1)「耳環」，(2)「入墨」，(3)「首かせ」等である。

第4は徒刑の内役の使命として「自分稼ニ為仕候」と、授産施設の性格を前面に出し、不定期刑の思想を導入しようとする点である。無宿の者に「乞食」を加え、見つけ次第「乞食共召捕」えて養育所へ送ることを提案し、徒刑の内役に就かせ「自分稼」の手工業を体得させ、徒刑の内役をより重要視する立場を明確にしているのである。

この「乞食」「浮浪者」を就労させる救済の近代自由刑はイギリスのエリザベス旧救貧法を特徴づけていたが、今や同じ救貧法としての内役＝徒刑を更生と見る近代的自由刑はこの第二次上申書の中に見出されることになる。

### (3) 人足寄場条例と内役

松平定信が無宿養育所の再建案を長谷川平蔵に提案し、第一次、そして第二次の上申書を受け、その具体化として石川島人足寄場への設立に<sup>たど</sup>辿りつくことになることは既に述べたところである。松平定信は田沼意次の無宿養育所を石川島人足寄場に再編成することは幕府の無宿対策を継続することとなり、つまり、幕府の無罪無宿の溜め政策の延長線上に位置づけることができ、石川島人足寄場の成立を容易にすることができることになる。こうした田沼意次から松平定信への無宿対策への経続と再編成は松平定信に寛政改革を断行させる契機となる。この寛政改革を通して松平定信は対内的には無宿溜めを授産施設の石川島人足寄場に再編して囚人使役の内役を中心とする近代的自由刑（懲戒）の実施に取り組み、他方、田沼意次の佐渡水替人足制の試験的運営を恒久化すべく石川島人足寄場を人足供給基地化として位置づけ、囚人使役による外役を推進し、

近代的徒刑制と島流しを統合することにより新しい徒刑制度を運営することを可能にされる。対外的に松平定信は寛政元年(1789)、場所請負人の飛騨屋久兵衛の船と運上屋を襲い、水夫・番人の71人を殺害され、58人を負傷させる所謂「国後および<sup>アイヌ</sup>目梨蝦夷の反乱」(「新北海道史第二巻通説一」、298頁)に対し、最上徳内に命じ、「御救交易」を行い、その後東蝦夷地直轄への道を切り開き、場所請負人によって漁業労働者、或いは無宿へ転落するアイヌを介抱させるため、徒刑の外役を推進しようとする。

かくて、松平定信は対内的にも対外的にも近代的徒刑制度を発達させ、抱産施設としての石川島人足寄場と「御救交易」による「<sup>アイヌ</sup>蝦夷介抱」の問題を解決するのに長谷川平蔵と最上徳内を選び、現場での指揮にあたらせるのに全力を注ぐのである。

こうした徒刑制度を発達させるに至ったのは既に商品経済と貨幣経済を踏まえて、無宿の者と先住民族アイヌの救済を新しい構想の下で立案し、実施しなければならない経済の発展段階に達していたからであり、或いは従来<sup>アイヌ</sup>の刑罪である苔・杖・追放だけでは対処することができなくなるほど無宿の者が増え、アイヌの困窮化も深まっていたからである。

松平定信のこうした新しい徒刑構想は田沼意次に代った翌年の天明8年(1788)に寛政改革の一環として幕府の立法部にあたる評定所に無宿対策を諮問する。この松平定信の無宿対策に対する返答書が次に掲げる上申書となる。

「 無宿片付ノ儀ニ付評議仕候趣申上候書付

評定所一座

無宿共取計之儀、追々御勘弁有之、当時溜預之者も人数多ニ而、佐州江も為水替当夏被差遣候得共、残り人数も数多有之候、然処、久世丹後守久保田佐渡守(勘定奉行一筆者註)江御尋之上、船便りニ手掛、大嶋江右無宿共被差遣、夫方猶又船便り次第を以時節を見合、三宅八丈其外之嶋々江ハ嶋役人共評議次第伺ニ不及差遣可然趣、并右無宿共差遣方之儀をも申上候間、追而之儀ハ得と評議もいたし可然候へ共、当時之処は右之通嶋々へ被遣候方ニも可有之哉、且天明年中万石以上之儀ハ、旧離帳外之欠落者無宿ニ成、召捕候節、其領主へ引渡ニ相成候儀も有之候間、右例を以万石以上之分ハ御引渡有之候方ニも可有之哉之段被仰聞候ニ付、評議仕候処、伊豆国嶋々七嶋之内、当時遠嶋もの差遣候ハ八丈嶋三宅嶋新嶋三ヶ所ニ而、其外四嶋之分ハ近年困窮いたし、夫食差支、其土地之ものも難渋ニ付、願之上御除ニ相成、左候へハ三ヶ嶋へ割合候外致方無之、尤御勝手方御勘定奉行申上候儀ニ候間、外嶋之儀、当時ハ差支無之哉之段、支配御代官相糺候処、当時迎も右三嶋之外四ヶ所之嶋ハ、其土地之者漸取統罷在候仕合ニ付、此上遠嶋者被差遣候儀も難相成趣申立候、左候得ハ、当時無宿共嶋々へ被差遣候迎も、多分被差遣候様ニは相成間敷、殊盗悪事致し御咎有之候無宿共多御座候間、嶋々ニ而如何様之悪事可致哉、左候而ハ嶋々之者共至而難儀可仕、其上享保十六亥年遠嶋もの滅方之御書付も御定書上巻ニ相載有之、是等之儀も嶋方差支之趣意を御勘弁之訳ニも可有御座哉ニ付、嶋々へ被差遣候儀は難相成哉ニ奉存候、且万石以上元領主へ御割渡之儀評議仕候処、右御尋之通、例も有之候儀ニ付可然哉ニ奉存候、然ル処、天明之度も旧離帳外等ニ相成候ものハ、請取方ニ而相滞候向も有之候由、右ハ、御定書無宿片付方之部ニ、遠国もの行倒之類、溜預申付置病気快気之上、万石以上ハ領主江相渡、御料并万石以下は其所之親類呼出可相渡、入墨敲ニ致し候無宿、領主ハ科之様子申聞、態と領知江遣候ニハ不及旨申達、領主可相渡と有之候へ共、右但書ニ、在所ニ而科有之、又ハ欠落并村方親類旧離致し、好身之もの無之ニ於てハ門前払、と有之候故、旧離帳外之者ハ引請方相滞候類も可有御座候間、此度ハ別段之御御取計方も可有御座哉、其上右無宿共之内、江戸出生之もの并御料其外万石已下知行出

生之ものも是又不少儀と奉存候間、右無宿共儀、其出所之旧主へ不拘、万石以上へ高ニ応し御割渡、領内へ差遣、耕作爲致候共、又ハ日用ニ召仕候共、其領内百姓へ申渡、若不埒之儀有之候ハ、死生共御届ニ不及、勝手次第可取計旨被仰渡候方ニ可有御座候哉、又ハ元領知出生之者計、縦令旧離帳外いたし候共、其旧主へ相渡、江戸出生并御料所其外万石以下知行出生之分ハ、佐州水替并奥羽常州野州手余荒地へも被差遣候方ニ可有御座哉、是ケ条之通被仰付候儀ニ候ハ、前書御定之趣と少々相違も御座候儀ニ付、先当時計之趣を以、兼而一統江被仰渡候上、右之通ニも被仰付方ニ可有御座哉、併猶又評議仕候処、領主ニ而ハ御急務無抛御取計をも弁罷在、御尤之儀ニ可存候得共、外々ニ而ハ公儀ニおいて御取片付無之由、私領村々江御割渡之儀、御権勢之様ニも心取り可申、左候得ハ末々気請ニ拘り、不容易、其上領内江遣し、耕作又ハ日雇等ニ召仕候儀も容易ニハ致間敷、不屈有之者ハ、直ニ死罪ニも可申付事ニ候へ共、左も無之全きものハ、衣食等相相手当可申付儀、都而無宿共見懲ニハ相成間敷、嶋々へ被遣候者、前書之通差支有之候ニ付、右之通ニも可有御座哉、

一 此節溜内ニ溜り罷在候無宿共計、出所之無差別一統奥羽其外常州野州手余荒地江被遣候積りを以、右四ヶ国御料并万石已上私領とも、夫々御代官領主等へ引渡、農具相渡、飢を凌候而已随分手輕ニ食料を与、荒地起返、尤農業仕掛不申逃去候者ハ、其分ニ致し置候様被仰渡、先是迄溜り候分計相片付候方ニも可有之哉、又ハ御入用相掛り候共、別段ニ溜りを丈夫ニ補理、右之無宿計入置、夫々得手候仕業を相尋、或ハ草履草鞋繩筵すた等を為拵、其品御買上、又ハ脇々江も為売候様被仰付候方ニも可有御座哉ニ奉存候間、右両様之内可被仰付候哉、右評議仕候趣、書面之通御座候以上、

酉七月

評定所一座

（平松義郎「人足寄場の成立」(二)、118-120頁）

無産対策の諮問に対する評定所の答申は従来の刑罰（答・杖・追放）と農本主義を繰り返す対策であり、商品経済的に処理する新しい無産対策を講じないが、次の5点に要約される内容となる。

第1は無宿或いは「溜預之者」を「佐州江も為水替当夏差遣候」と佐渡金銀水替人足制を発足させ、不定期刑として島送りの刑に試みとして行った点をあげている。この島送りは一種の江戸追放に当たるものと見なされている。

第2は無宿の者を伊豆国島々のうち、大島、三宅新島、他の諸島へ島流しを命じ、不定期刑にする点であり、1の島送の囚人使役による外役を課さなく、自給の自由生活を送らせる点である。

第3は無罪無宿の者を、(1)万石以上の大名にその石高に対する割合で無宿の者を引取らせ、他方、(2)万石未満の知行主の場合、その領内の親類に無宿の者を引き取らせようとする人返しによる農本主義を維持しようとする点である。この農本主義と追放刑での無宿対策は江戸追放の不定期刑で江戸、関東八州の秩序を維持しようとする保安処分である。

第4は万石以上への割当て或いは万石未満の御料、知行地における親類に引き取らせる無罪無宿の者に自己稼ぎとして「耕作爲致」る農本主義を授産施設の基本に据え、封建制の維持に努めようとする点である。

第5は(1)農耕に就かせるべく「其領内百姓へ申渡、若不埒之儀有之候ハ、死」罪にしても「御届ニ付及、勝手次第」であるし、(2)さもなければ、「佐州水替・並・奥羽・常州野州手余荒地へも被差遣」て(イ)1の佐渡金銀水替人足への徒刑に処するか、或いは(ロ)常州野州の新

田開発に就かせるかの不定期刑を含める囚人使役による外役に科そうとする点である。

以上のように評定所の無宿対策はこれまでの(1)遠島流し、(2)江戸追放の島送りとして佐渡水替人足に就かせ、囚人使役による外役に科すか、(3)農本主義に戻すか、(4)新田開発に囚人使役の外役として行わせるか、等であり、いずれも刑罰の追放、遠島流しの不定期刑に罰するこれまでの枠組の中での対策にしか過ぎなかった。そして、評定所の返答書は最後の文面で松平定信の提案する無宿養育所の再建である授産施設所の設立提案について承諾の評議を与えて結んでいる。すなわち、この授産施設は石川島人足寄場の内役を中心にする就労主義の職業訓練又は研修所として構想されている。しかし、平松義郎はこの「新規溜案」を「享保元年九月に嘗て評定所が上申した」ものの「完全な繰返しに過ぎなかった」(平松義郎「人足寄場の成立」(二)、110頁)と結論づけ、「新規溜案」から石川島人足寄場制度への発展を否定する。この点で見解が全く相反するものとなるが、ここでは「新規溜案」から石川島人足寄場制への発展を見る見解を採用したい。とするなら、「新規溜案」から石川島人足寄場制への発展を見る場合、その決め手となるのは囚人使役の内役を授産施設として内包しているかどうかの点に求められ、その点で近代的徒刑制の始まりと見なされる。「新規溜案」の近代的徒刑(自由刑)は無宿の者の「夫々得手候仕業を相尋、或ハ草履草鞋繩筵等を為拵」るのである。すなわち評定所が「無宿計入置、夫々得手候仕業を相尋、或ハ草履草鞋繩筵すた等を為拵、其品御買上、又ハ脇々江も為売候様被仰付候」と述べているように「新規溜」は「仕業」を授産施設の中で行う徒刑の内役と見なし、商品生産とその商品販売に迄踏み込む徒刑場を構想する。評定所は無宿養育所の再建策である石川島人足寄場の設立とその運営を承諾する。この評定所の承諾を受け、松平定信がこの「新規溜案」、つまり石川島人足寄場の設立と運営するのに検討を加え、長谷川平蔵に第一次、そして第二次上申書を提出させるに至ったことは既に述べたところである。

松平定信は寛政2年2月に石川島人足寄場を設立するに当たり、3法令、つまり、(1)人足寄場条約(監獄則)、(2)刑法そして(3)教諭を制定し、幕府の無宿対策を近代的徒刑制度として新しく創意することになる。尚、平松義郎は石川島人足寄場の3法令について(1)の人足寄場条約(憲章)を松平定信の起案、(2)刑法(法規)と(3)教諭を長谷川平蔵の立案と区別し、それぞれの個性(人格)を反映させて特異な立場を反映させていると説く。したがって、以下これらの3法を逐条的に検討し、石川島人足寄場の近代的徒刑制度のもつ側面を明らかにする。その際、長谷川平蔵と心学との関係が記録の中で見出されない。むしろ、松平定信と心学との関係は強く見出される。松平定信は同志グループの1人である本多忠可(播州山崎藩の藩主)によって中沢道二を紹介され、心学の講義を受けている。この関係から松平定信は人足寄場の心学教諭師として中沢道二を指名する。松平定信と心学の関係は竹中靖一によって明らかにされている(「人足寄場史」所収論文199-232頁)。

この人足寄場条例法案は松平定信の起案と見なされるが、次のような内容である。

「一越中守殿御渡被成候御書付

長谷川 平 蔵江

此度加役方人足寄場取建被 仰付候ニ付、

- 一 人足共作業之儀者、勝手次第得手候儀を為致可申候、
- 一 職業出精いたし、渡世相続可致躰ニ成候ものハ、寄場差免、家業可相成程之手当差遣、身寄之者江引渡、身寄無之候ハ、其もの出生之所名主或は地役人江引渡、家業相続為致候様可申渡候、
- 一 職業を怠り、又ハ申付を不用もの等、手鎖入牢其外咎申付候儀者、其度々不及伺、存寄次第可被申付候、
- 一 重病又は長病之分者、溜預申付、かろき儀ハ、寄場ニ而手当可被申付候、
- 一 門出入嚴重ニいたし、立入候町人共ハ鑑札相渡、みたりニ無之様可被致候、尤番人共改方入念候様急度可被申付候、
- 一 火之元之儀、入念可被申付候、
- 一 寄場諸色入用、当年ハ米五百俵、金五百両、来年よりハ一ケ年米三百俵、金三百両之積を以、御勘定奉行相渡し、入用次第可被請取候、尤年々仕払之儀、御勘定所江被申聞候、
- 一 人足共追々相増候節、御蔵人足其外御普請場川浚等之場所ニも差出候様いたし、其外ニも遣ひ方追々可被申聞候、

右之通、可被得其意候以上、

二月」

(平松義郎「人足寄場の成立」(二)、122-123頁)

松平定信の起案と云われるこの人足寄場条例、つまり憲章は火付盗賊改と石川島人足寄場頭取を兼ねる長谷川平蔵に対して人足寄場の精神を守って運営するように「仰付」たものであり、基本的懲戒主義の精神を次のように6点にわたって告げている。

第1は近代的自由刑制度の原理原則を説く点である。これは囚人使役の内役におけるアメ（更生）とムチ（懲戒）の二元性の原則を表す。すなわち、囚人使役の内役は「人足共作業之儀者、勝手次第得手候儀を為致可申」と職業訓練、又は研修を行う就労主義を意味すが、その内役を監獄所内部の手稼ぎ手業に就く原則を指す。

第2は1の内役に就く結果についてのアメ（更生）へのインセンティブを説いている点である。すなわち、囚人の無宿の者を「職業出精いたし、渡世相続可致躰ニ成候モノ」に改心することを人足寄場の基本的精神（憲章）の目標とし、授産施設の有意義を問うのである。内役に出精する囚人、つまり改心する無宿の者は(1)「寄場差免」じ、(2)「家業可相成程之手当差遣」して授産させ、そして(3)「身寄之者江引渡」し、(4)「家業相続為致」る授産、つまり家業を営むことを囚人使役による内役の奨励、或いはインセンティブにして出精するのをアメ（更生）にする。

第3は徒刑のもう一つの側面、つまり懲戒の罰を加える点がある。無宿の者であるが、無罪無宿の者は不定期刑の囚人として取り扱われ、内役のムチ（懲戒）を受ける。加役人足として収容される無宿の者は第3の出精とは逆に、「職業を怠」った場合に、「手鎖入牢其外咎

申付」る懲戒主義に服することとなる。

第4は重い病人の場合、「溜預」りで治療を受け、軽い場合に、「寄場ニ而手当」して介護又は世話をする点である。

第5は人足寄場の運営取締りの管理原則を次の3点にわたって樹立する点である。

- (イ) 人足寄場に番人を立て、出入の町人を厳重に検査を加え、「鑑札相渡」して確認を徹底する管理主義を明確にする。
- (ロ) 人足寄場の火の元取締り規則で、「火之元之儀、入念可被申付候」の火災予防主義を唱っている。
- (ハ) 人足寄場の国家予算と収支制度の管理を掲げて、人足寄場の運営管理の自立主義を明文化する。すなわち、人足寄場の年予算は初年度で「米五百俵、金五百両」となり、2年度以降「一ケ年米三百俵、金三百両之積ヲ以、御勘定奉行」から受取り、漸次自立化する運営会計を原則とする。

第6は人足寄場の内役と同時に外役をも囚人使役の原則として樹立しようとする。囚人使役の外役として予定されている職業は官の公共事業であり、(1)「御蔵人足」、(2)「御普請場川渡」人足、そして(3)「其外ニも遣ひ方」として米春き等である。これまで囚人使役の外役は佐渡水替人足を試験的に行われてきたが、松平定信が石川島人足寄場を幕府の直轄鉾山(官の公共事業場)への労働力供給基地として恒久化しようとしたのも自説である官への使役論の適用の範囲内であるものと考えられる。

以上のように、松平定信は長谷川平蔵に(1)人足寄場を無宿養育所の延長線上に位置づけ、自から人足寄場条例(憲章)を起案し、この人足寄場運営原則の精神に則<sup>のつと</sup>って職務を遂行することを「仰付」けるのである。この松平定信の指示にしたがって長谷川平蔵は運営の責任者として(2)刑法、つまり監獄則を次のように立案する。

「

長谷川 平 蔵江
----------

- 寄場人足共御仕置申付候儀、
- 一 盗いたし候もの死罪、
  - 一 徒党ケましき儀いたし候者同断、
  - 一 寄場逃去候もの同断、
  - 一 於寄場博奕いたし候もの同断、  
但 手合に加里候ものは、其始末にしたかひ輕罪可申付候、
  - 一 職業不精又者申付不相用類、再応咎等申付候而も、不承請趣意いたし候ハ、遠島、  
但 品輕きものは、佐州又は豆州之嶋々江可遣候、
  - 一 博奕又は悪巧等いたし候もの有之儀を申出候もの江は、其品ニより相応之褒美をあたへ可申事、  
右之通相心得、尤其度々可被相伺候、

(平松義郎「人足寄場の成立」(二)、123-124頁)

松平定信は火付盗賊改の裁判権及び監獄所の行刑権を拡大することを人足寄場頭取に賦与し、人足寄場の懲戒主義を厳しく適用することを申付け、長谷川平蔵に「寄場人足共御仕置」することを次の6点にわたって命じるのである。

第1は「盗」みをいたした場合、死罪に処する点である。

第2は人足寄場で「徒党」を組んだ場合、死罪とする。

第3は人足寄場から「逃去」る場合、死罪に処する。

第4は人足寄場で「博奕」いたした場合、死罪にし、

但し、「手合に加り」した者に対し、「軽罪」に申付けるべきである。

第5は囚人使役の内役又は外役に「不精」で「咎」を受けても拒み続けるなら、「遠島」への島流しである。但し、「品軽き」場合、「佐州又は豆州之嶋々江可遣」の島流しにする。

第6は人足寄場での「博奕又は悪巧」に対して告発（密告）する者には「褒美をあたへ」、賞する。

これらの刑法を実施する場合、人足寄場頭取は幕府へ「伺」いを出すべきであると、松平定信は長谷川平蔵に釘を刺し、独断専行を懲しめ、幕府の法体系の下に包摂しようとするのである。

松平定信は1の人足寄場条例（憲章）に基づく2の人足寄場の刑法（監獄則）と次に述べる3の人足寄場の教諭の3法で人足寄場制度を幕府の無宿対策、或いは救貧法として推進しようとする。3の人足寄場の教諭は長谷川平蔵の立案とされるが、次のように直せられる。

「其方共儀、無罪之者ニ付、佐州表江可差遣処、此度厚き御仁恵を以、加役方人足ニいたし、寄場江遣ハシ、銘々仕覚候手業を申付候、旧来之志を相改、実意ニ立帰り、職業出精致シ、元手ニも有附候様可致候、身元見届候ハ、年月之多少ニ構ひなく、右場所を差免、百姓素生之者へハ相応之地所被下、江戸表出生之者は出生之場所江店を為持、家業可為致候、尤公儀方も職業道具被下候歟、又は其始末ニハ相応之手当可有之候、若又御仁恵之旨をも弁へす、申付ニ背き、職業不精にいたし候歟、或者悪事等有之ニおゐてハ、重き御仕置ニ可申付もの也、」

（平松義郎「人足寄場の成立」(二)、124頁）

この教諭は(1)「御仁恵之旨」である幕府の慈<sup>いつ</sup>くみ、つまり、親の子を想う親の恩情精神と授産主義及び、(2)云うことをきかない子への罰、つまり懲戒主義、そして(3)保安処分の不定期刑の3本柱から成っている。

第1は有機体構成説を親子関係に応用する教諭であり、親の子を想う自立生活への道筋をつけることを教諭の精神とする点である。この教諭思想は西ヨーロッパ、とりわけ旧救貧法の近代的自由刑の思想と軸を同一にする点で注目すべき救貧法の倫理である。この親の恩情は(1)「厚き御仁恵を以、加役方人足」に取り立て、そのため(2)「寄場江遣ハシ」、そして自稼ぎに独立するため授産の機会となる(3)「手業」で身を立てるように教え導こうとする教諭となっている点である。こうした教諭に導かれて手業に出精する無宿の者の内役は更生への報償主義によって勸戒善導する役割を果す。囚人使役の内役が悔過遷善の教諭になるところに

近代的自由刑の目標が置かれているが、これは西ヨーロッパのプロテスタンティズムの旧救貧法の就労主義によって既に16世紀に確立され、近代的徒刑制度を育くむ精神となる。日本に於いても西ヨーロッパの旧救貧法の自由刑は人足寄場の教論の中にも見出され、約200年の遅れであるが、近代的徒刑時代への歩みを開始する。この延長線上に明治時代の監獄則、或いは集治監法は近代的自由刑を確立するために立案され、実施される際、その芽を松平定信の人足寄場の教論に既に宿されているのである。これまで我が国の刑法及び監獄法の研究がポアナソードの刑法起案に影響され、ナポレオン法典との比較から比較史研究を本格化させているところに研究上の誤りをしてしているように考える。むしろ比較研究の出発点は16世紀におけるイギリスのエリザベス旧救貧法の就労主義思想とプロテスタンティズムの天職倫理に求めるべきである。既にマックス・ヴェーバーは「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」で西ヨーロッパでの旧救貧法の精神をプロテスタンティズムの世俗的禁欲に求め、近代的自由刑としての就労主義思想をそのカルヴァン主義の中に見出すのである。詳しい研究については拙稿「十六世紀イギリス旧救法の成立」(北海学園大学「学園論集」)を参照せよ。

出精し、自稼ぎへの報酬主義は寛刑思想、或いは恤刑主義の現われであり、近代的自由刑の原則である。すなわち、近代的自由刑の報酬主義は(1)農本主義へ戻すか、(2)手業を家業として自稼ぎの<sup>なりわい</sup>生業とするか、のいずれかの選択となっている。(1)の農本主義とは、「百姓素生之者へハ相応ノ地所被下」て「家業」として農業を営む本百姓へ蘇生させることである。他方(2)の手業を自稼ぎにする「江戸表出生之者」には「出生之場所江店を為持」せるのであり、そのために「公儀方も職業道具被下」られる「厚き御仁恵」の賜物を賦与される。この(1)の農本主義と(2)の手業の<sup>なりわい</sup>生業のいずれの場合にも、自己資本として「相応之手当」をも出精中の賃金及び売り上げ代金の中から内部留保として積立てている貨幣を「恵」み、自立への励み資金とする。したがって、出精し、手業に励む無宿の者は「旧来之志を相改、実意ニ立帰」ることを報酬主義への前提条件とする。ここに近代的自由刑は囚人使役の内役である徒刑の教化授産を要件として成立することになる。

第2は1での更生、或いは改心をしなく、悪として止まる場合<sup>とど</sup>に「懲らしめ」の罰を受ける懲戒主義を徹底し、ここに拘禁懲戒の思想として現れる点である。すなわち、この拘禁と懲戒の思想は(1)「若又御仁恵之旨をも弁へず」、(2)「申付ニ背き」、(3)「職業不精にいたし」そして(4)「悪事等有之ニおゐて」、これらの結果、「重き御仕置」として既に述べた2の人足寄場の刑法、つまり死罪或いは遠島流しにされるのである。

第3は2の懲戒主義、或いは拘禁懲戒の思想として不定期刑を保安処分として科する点である。この不定期刑は保安処分の一還を成し、禁錮刑にあたる。無宿の者が遷善教化しなければ、奉行が年限に区切りをつけることなく保安処分として禁錮刑の状態にし続けることは、この3の不定期刑の目標となり、ここでは「年月之多少ニ構ひなく」御仕置を科すこととな

る。とするなら、不定期刑の思想は人足寄場の無宿の者を社会から融離し、「懲らしめる」懲戒主義の労役場と化すのである。

### 3章 無宿の者，非人，長吏と人足寄場

#### (1) 無宿の者と人足寄場

前の1章で松平定信と長谷川平蔵とが(1)人足寄場の原案について天明8年(1788)に作成したことに対し、評定所は「無宿片付之儀ニ付評議仕候趣申上候書付」で「新規溜」から「人足寄場」への発展を承諾する旨の返答をする。これを受けて検討を加える結果、松平定信と長谷川平蔵は「新規溜」→無宿養育所の再建→人足寄場の設立へと具体化に向け、長谷川平蔵の第一次上申書、そして第二次上申書と纏め、ついに人足寄場の3法、つまり、(1)人足寄場条例、(2)刑法、そして(3)教諭を立案するに至った点について既に述べてきたところである。

人足寄場はこれまで幕府の威嚇の刑政から教化主義的刑政へ転換する点で画期的な徒刑場と位置づけられ、同時に明治維新の監獄制を特徴づける近代自由刑の礎を築く徒刑場としての成立を見るに至るのである。土農工商の身分制を維持するのに幕府は徳川吉宗の時に刑罰体系を纏めて「公事方御定書」下巻(御定書百ヵ条)を制定する。この「公事方御定書」の刑罰体系は「(1)死刑、(2)流刑(遠島)、(3)追放刑、(4)身体刑(苔、杖)、(5)財産刑」であって、「主として威嚇、排害、復讐におかれ」(澤登俊雄「石川島人足寄場二〇〇周年に寄せて」刑政101巻10号、24頁)ていた威嚇の刑政である。農商工の農民、町人に科せられる刑罰は(1)「盗人御仕置の事」、(2)「火附御仕置の事」そして(3)「人殺并に疵付御仕置の事」の3つの場合、次のような刑罰を科している。

「盗人御仕置の事

一 人を殺し盗みいたし候者	引廻しの上獄門
一 盗人の手引いたし候もの	死 罪
一 追剥いたし候もの	獄 門
一 手元にある品ふと盗取り候類	
金子は拾両より以上、雑物は代金につもり拾両位より以上は	死 罪
金子は拾両より以下、雑物は代金につもり拾両位より以下は	入墨、敲
一 湯屋へ参り衣類を着替え候者	敲
火附御仕置の事	
一 火を附け候者	火 罪
但し、もへ立ち申さず候はゞ	引廻の上 死 罪
一 人に頼まれ火を附け候者	死 罪
但し、頼み候者	火 罪

人殺并に疵付御仕置の事			
一 主殺	二日晒 一日引廻	鋸挽の上	磔
一 主人手負はせ候者		晒の上	磔
一 同切かゝり打かゝり候もの			死 罪
一 地主を殺し候家守		引廻の上	磔
一 親殺		引廻の上	磔
一 牛馬を牽懸け人を殺す者			死 罪
一 同怪我致させ候者			中 追 放

(徳川禁令考・後聚の一部)

(重松一義「日本刑罰史年表」雄山閣, 15-16頁)

(1)の「盗人御仕置」の刑罰は軽重の順に序列を見ると、(1)軽犯罪の刑罰として身体刑の苔、杖の敲、入墨か、(2)重犯罪の刑罰として(イ)死罪、(ロ)獄門のいずれかである。(2)の「火附御仕置」の刑罰は全て重犯罪と見なされ、(イ)火罪、(ロ)引廻の上死罪そして(イ)死罪である。次の(3)の「人殺并に疵付御仕置」の刑罰は、(1)中位犯罪としての「中追放」と重犯罪の刑罰 ((一)死罪、(二)磔 (a 引廻の上、b 晒の上、c 鋸挽の上)) に2分類される。

以上のように長谷川平蔵の火附盗賊改の役は(1)の「盗人御仕置」、(2)「火附御仕置」の刑法と刑罰を科し、取締るものであり、主要な刑罰として(1)身体刑(苔、杖、入墨)、(2)追放刑、そして(3)死罪・磔である。それゆえ、長谷川平蔵が人足寄場を加役方の職務から兼ねる場合、これら威嚇的刑罰でない新しい刑罰として徒刑を創出することとなり、無宿対策の新しい方向を探るところに幕府の危機の深さと長谷川平蔵の独創性を反映するものとなる。

とするなら人足寄場の前身である「新規溜」の「溜」とはどういうものであろうか。それが何故人足寄場へ発展することになるのであろうか。

幕府は(1)「盗人」、(2)「火附」、そして「人殺并に疵付」に対する犯罪者を処刑する前の未決囚を江戸伝馬町牢獄に入れ、そこで病気に罹った病囚を治療或いは世話する病囚の牢のことを「溜」(病棟)と云い、この溜の牢に入ることを「溜預け」と呼んでいる。「御定書百箇条」の「溜」規定は「牢舎申し付け候者、最初より溜へ遣す間敷く候。併し乍ら入牢の上重病の者は、御仕置き候者にて溜へ遣し申す可き事」と明文化されている。病囚者が増え、「溜」は(1)浅草千束村、(2)品川の2ヶ所に溜の長屋を造り、収容している。前者は非人頭の車善七、後者は非人頭松右衛門によって管理されている。

このように「溜」は病囚者を治療する救治院であるが、この救治院は病囚者を治して更生する役割を負うことを考えるなら、更生教化の思想はこうした病人救済の教化を徒刑における寛刑として無宿養成所の目標に掲げることに導くのである。救治院(溜)は無宿養育所を育くみ、徒刑における寛役所を生み出す役割を果す。それゆえ、「新規溜案」は救治院の教化授産の機能を果すことから、徒刑における懲戒授産として無宿養育所を生み出す母脂となり、さらに寛刑の寛役場として人足寄場を成立させる根っ子になったものと見なすことができる。したがって、松平定信

と長谷川平蔵は「新規溜案」→無宿養育所の再建→人足寄場へと連鎖的に発達させ、救治院の懲戒授産、或いは教化授産への寛刑に到達するのである。

享保10年（1725年）浅草千束村の「溜」を支配する善七は「溜」が救治院の寛刑によって寛役場になっていることを次のように告げる。

「溜と申す候は、長屋作りに候。惣そう板敷にて畳を敷き、炉も内に有之、夜中は有明（燈灯）も所々に有之、昼夜とも煮焼いたし、茶たばこ薬までも給申度時分、心のままに下され、寒風の節たきびは焚火にもあたり居り、風呂も幾度も入、第一牢屋と違い、格子一重にて晴々と致し吹きぬ候に付、悪あしき香かつて御座無く候て、奇麗に御座候（後略）」

（名和弓雄「拷問刑罰史」雄山閣、244頁）

「溜」の救治院は長屋作りで、惣板敷の治療所であり、食事も煮焼ものがで、茶、タバコ、薬も支給され、清潔で空気も晴々と吹き抜け、あの伝馬町牢獄で囚人を「牢疫病」にする悪臭に襲われることもないとされている。しかし、実際はこのような極楽でなく、牢名主の支配するところであり、「南撰要集」に次のように描かれている。すなわち、「伝馬町牢内並に浅草、品川溜の囚人共の内に遣小具之れ有る者入牢致し候えば、法外の取計い致し候由故、新囚人共直に病氣つき、牢死の者多く之れ有る由」（名和弓雄、前掲書、244頁）、と。

江戸幕府体制は貨幣経済と石高制を両輪にして成立すると、江戸社会の底辺で働く人々を社会的分業の中に組み込み、巨大な歯車の1つに化することで底辺の(1)日用、(2)非人そして(3)無宿の者たちを組織化し、土農工商の封建的身分制社会を築く礎いしづえの役（夫役）を科そうとする。したがって、江戸社会の底辺で生活を営むこれら困窮者階層はそれぞれの職業社会を組織化し、幕藩体制の支配下において機能し、火山のマグマ活動の危険性を常に内包することとなり、この統治に成功するか否かで幕藩体制をも根底から覆くつがえされることになる。それゆえ、幕藩体制の支配者はこれら困窮者階層として江戸社会の歯車に組みこむのに座、会所、或いは寄場等公認施設の中に組み入れ、江戸社会の土農工商を底辺から支えるように動員しようとする。そしてこれら底辺で流動化し大きな群と化す困窮者階層を統治（ガバナンス）することは幕藩社会の土農工商を維持するために不可欠の要請となり、弾左衛門に貨幣経済の発達を踏まえてこれら無宿の者、乞食を皮処理、灯心製販の職業集団に纏める支配権を与えるのである。

#### （一）日用（日雇）人足の社会的組織化（日雇労働市場の形成）

江戸幕府は日用ひようと呼ばれる土方人足、とりわけ鳶口とびくちとてこてこ（手木）の人足を統制し、公的職業として認めるため鑑札制度を次のように導入し、承応2年（1653）9月業界組織（日雇労働市場）を設立しようとする。

「〔江戸町触集成〕承応二年（一六五三）九月日用札に付き町触

- 一 跡々より如<sup>(1)</sup>申付候<sup>(1)</sup>、日用取候もの、ひよう頭より札を取可<sup>(1)</sup>申候、若無札之もの有<sup>(1)</sup>之候ハ、前々之ことく過料を取、其上曲事<sup>(1)</sup>たるへし
- 一 日用取宿仕候ハ、日用札之儀せんさくいたし、宿可<sup>(1)</sup>仕候、若無札之者宿仕候ハ、是又曲事たるへし
- 一 鳶口<sup>(2)</sup>てこ之者<sup>(3)</sup>も同前たるへし

巳九月廿九日

(1)跡々 前々、以前。(2)鳶口 棒の先に鳶の口のようにとがった金属の付いた道具。ここでは鳶口を用いて足場を組んだり、家の解体など土木作業に携る作業員である鳶のこと。(3)てこ之者 手木を用いて土木に従事する者。」(歴史学研究会編「日本史史料 [3] 近世」岩波書店、170頁)

この「日用札に付き町触」は承応2年(1653)9月29日に日用(日雇)人足を座に組み入れ、公式の職業団体として機能するために鑑札を所持することを江戸町奉行から町年寄へ通達し、町年寄より町家主へと末端にまで日用人足の取締令を厳守させようとする。このため座頭が1人1人の日用人足に鑑札を配り、違反する場合、罰金(過料)を徴収するが、この鑑札の点検は宿の宿泊の場合にも求められ、無札なら軽い罪(曲事)を科せられる。とりわけ、鳶口(建築関係の日雇人夫)と手木(土木関係の日雇人夫)はこの町触れによって名ざしされ、座への加入を求められている。人足寄場が後になって外役として就かせようとする職業はこの建築及び土木関係の公共工事であった。このことから、鑑札を持った日用人足と人足寄場の無宿の者とは紙一重の違いであり、江戸社会の底辺に蠢く困窮者階層の群或いは無宿の者達である。

江戸町奉行は日用(日雇)人足の種類を増加し、「米つき、せおい、かるこ其外諸日用之者共」にも座による鑑札制度を拡大しようと寛文5年(1665)3月27日に次のような町触れを出す。

「〔江戸町触集成〕寛文五年(一六六五)三月二十七日日用座設置の町触

覚

- 一 町中之諸日用座、箔屋町安井長兵衛・辻勘四郎此兩人之者共ニ、自今以後被<sup>(1)</sup>仰付<sup>(1)</sup>候間、来四月朔日より町々ニ有<sup>(1)</sup>之候鳶口并米つき<sup>(1)</sup>、せおい<sup>(2)</sup>、かるこ<sup>(3)</sup>持其外諸日用之者共、右之会所<sup>(3)</sup>江参、札を取、日用座之者共差図次第ニ可<sup>(1)</sup>仕候、但、札錢之儀は壹ヶ月札壹枚ニ付貳拾四文ツ、毎月相渡可<sup>(1)</sup>申候、附、町中つき米屋ニ抱置候米つき之分、壹年・半季居<sup>(4)</sup>之奉公人ハ格別之事、其外月切ニ雇れ申者も札を取可<sup>(1)</sup>、申候、尤其町々名主・家主致<sup>(5)</sup>僉議<sup>(5)</sup>可<sup>(1)</sup>申付<sup>(1)</sup>候、勿論諸日用直段之儀も日用座江罷越、様子承、下知次第可<sup>(1)</sup>仕候、若相背、札なしニ而日用取候ハ可<sup>(1)</sup>為<sup>(1)</sup>曲事<sup>(1)</sup>者也

右之通被<sup>(1)</sup>仰付<sup>(1)</sup>候間、町中家持ハ不<sup>(1)</sup>及<sup>(1)</sup>申、借や店かり等迄為<sup>(1)</sup>申聞、自今以後堅相守、諸日用之者共右之日用座江罷越札を取、其外御定之通急度相守様可<sup>(1)</sup>申付<sup>(1)</sup>候、若違背仕、札取不<sup>(1)</sup>申日用取候は、当人ハ不<sup>(1)</sup>及<sup>(1)</sup>申、家主共ニ何様之曲事ニも可<sup>(1)</sup>被<sup>(1)</sup>仰付<sup>(1)</sup>候、為<sup>(1)</sup>後日<sup>(1)</sup>町中連判之手形差上ケ申候、仍如<sup>(1)</sup>件

寛文五乙巳三月廿七日

御奉行所

如<sup>(1)</sup>此うつし取町中連判ニ致、帳面ニ作り候て、明日中ニ樽屋所<sup>(5)</sup>へ月行持印判持参可<sup>(1)</sup>被<sup>(1)</sup>申候

- (1)米つき 米搗き。玄米を搗いて精白する作業の者。(2)せおい 背負子に荷物を積んで運ぶ人。(3)かるこ 軽籠を用いて物を運ぶ人。(4)半季居 半年契約。(5)樽屋 江戸町年寄。奈良屋・喜多村とともに世襲で町奉行の下

で町政にあたった。

【解説】 承応二年(一六五三)前後では江戸の鳶やてこの者も含めた日用(日雇)たちは札銭を納めて日用頭から日用札を受け取っていた。札を取らない者はそれ以前同様に過料(罰金)を取るとした。日用札の所持を徹底させるために、日用たちが宿を取る(居所を定める)際に、宿主が札の所持を確認するよう命じた。寛文五年(一六六五)になると、幕府は日用身分の者たちを統制するために日用座を設置した。日用たちは四月以降日用座会所において日用札を受取り、日用座の者たちの差図を受けるよう命じた。札銭は一月単位で一枚銭二十四文として毎月更新することとした。米つきは、半季居で奉公している場合は日用とせず、月単位以下で奉公する米つきは日用とした。ここでも日用の居住する町々の名手・家主による日用札所持の確認が義務づけられた。この町奉行の布令を受けた町々の名主は家持・借屋・店借にまで申し聞かせたことを確認のため、町中連判の手形を帳面にして作成し、各町の帳面を月行事がとりまとめて町年寄の樽屋まで届けることとした。このように日用たちの統制は、日用頭を通じたものから、日用座会所を通じた統制に改められたものの、その後も日用たちは札銭を納めて札を持つ者ばかりでなく、十八世紀に入ると日用として働ける普請場・土木工事の数が減少して困窮する者など、札を受けない者たちが増加した。さらに日用座の者たちの統制に抵抗する者も増え、ついに寛政九年(一七九七)、幕府は日用座の廃止を命じた。」

(歴史学研究会編, 前掲書, 170-171頁)

この解説によれば、日用(日雇)人足の統制は(1)承応2年(1653)での<sup>とびくち</sup>鳶口、<sup>てこ</sup>手木の日用(日雇)を取締るのに頭役が設けられ、この日用頭は鑑札の管理を通して日用人足を統制するのに大きな役割を果たしていた。しかし、(2)寛文5年(1665)には座会所が設立され、頭役から発展した業界組織の発足となり、職業の専門集団化として公的に認められる。そして、座会所は日用(日雇)人足から鑑札料として月24文を徴収し、代りに鑑札を渡し、貨幣経済に取り組み、財政基盤を確立するのに成功する。だが、(3)寛政9年(1797)にはこの日用座会所は(1)鑑札を受けない日用(日雇)人足の急増と(2)普請場・土木公事の減少のために廃止されてしまう。松平定信、長谷川平蔵はこうした日用座会所の廃止に代るものとして人足寄場での内役と外役を進め、これら日用座会所の代替として人足寄場会所を構想したのではないかと考えられる。

## (2) 非人の小屋(困地)への集団収容と社会的組織化

江戸社会の底辺に<sup>うご</sup>蠢めく困窮者階層は江戸社会のインフラストラクチャー(生活・産業基盤)の建設と維持にその職業専門家として育成され、社会的分業の歯車を動かすと同時に、その部品として機能することを求められる。日用(日雇)人足が建設した生活インフラストラクチャーを維持し、保守サービスに努めるのが「非人」・「穢多」・「乞胸」と呼ばれる職業集団である。罪を犯す無宿の者を「<sup>ひにんてか</sup>非人手下」として幕府から受け入れることを要求される「非人」頭は年々勢力を拡大する。日用(日雇)人足の統制として頭役を立て、職業集団の公認化されたのと同様に、非人の統制も延宝8年(1680)8月9日頭役制を中心にして次のようにその社会的組織化を求められる。

「〔江戸町触集成〕延宝八年(一六八〇)八月九日非人取締り方に付き町触申八月九日

奈良屋市右衛門<sup>(1)</sup>殿町々名主江被<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候趣

一 町中ニ<sub>ニ</sub>非人<sub>一</sub> 徒<sup>(2)</sup> 致候ニ付、今日御内寄合江非人之頭<sup>(3)</sup>兩人被<sub>レ</sub>召出<sub>レ</sub>、非人共夜之内は、頭兩人之方江引取申候様被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、依<sub>レ</sub>之町中ニ夜中非人一切差置申間敷候、非人小屋有<sub>レ</sub>之候ハ、明日中ニ取払可<sub>レ</sub>申候、尤屋之内も祝儀事<sub>レ</sub>杯<sub>レ</sub>節、非人強ねたり候ハ、捕、御番所江可<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>候、勿論夜中不<sub>レ</sub>置儀ニ付、非人致<sub>レ</sub>違背<sub>レ</sub>候ハ、是又捕、御番所江可<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>旨、從<sub>レ</sub>町御奉行所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候間、自今以後右之旨相心得候様被<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候

(1)奈良屋市右衛門 江戸町年寄三家の一つ。町年寄は町奉行所の下にあつて各町名主を統轄した。(2)徒 ねだり事や小盗み。(3)御内寄合町奉行所月番役宅で月に三回、南北両奉行が町政に関して審理すること。幕府評定所に諮らない専管事項の審理。(4)非人之頭兩人 浅草の車善七と品川の松右衛門の二人の非人頭。

【解説】延宝二年(一六七四)十一月、米の高値が原因で非人が町内・河岸端・広小路に出没するようになったことから、町奉行所は非人の年齢や出身地などの改めを名主・月行事に命じ、非人をとりあえずその居場所に置いておくこととした。次の史料(4)で、埒が明いたのでこれ以前同様に、非人の心次第にどこでも乞食(物乞い)させることにした。この延宝二年段階では、発生した非人(乞食)状態にある人たちの改めを町の名主たちに命じている点が注目される。延宝八年(一六八〇)八月では、非人のいたずら行為について、町奉行所内寄合の場に非人頭兩人を召出し、夜分は非人たちを非人頭の下に引き取り、町中には置かないこと、町中の非人小屋を取り払うことを命じた。また、日中に非人が祝儀をもらうことは、ねだり行為がなければ容認されることが示された。この延宝八年の段階では、町奉行所は非人頭を通した統制への依存度を高めており、非人頭の下での組織化が前提になっている。」

(歴史学研究会編、前掲書、172頁)

## (二) 非人の社会的組織化(困地への集団集中・集積)

江戸幕府が非人取締りを始めて行ったのは延宝2年(1674)11月の「非人改めに付き町触」れである。ここでは町名主が町内に住む物乞いの乞食と浮浪者を非人と見なし、非人(乞食)の登録名簿(人別帳)を作成し、番所に提出することを命じられている。この登録される非人は頭役の浅草・車善七と品川・松右衛門の建てた困込長屋で寝起きし、頭役の取締の下に番非人の役として物乞いすることを許可される。上に掲げた資料から窺えるように、取締役の非人頭は長屋の中に非人を収容し、(1)夜中町内を歩き廻り、(2)「徒」のねだりや小盗みを行い、(3)祝儀への「強ねだり」をしたりしたならば、これら違犯の非人を捕え、町奉行所へ送り込むことを要請される。だが、急増する非人への統制を強め、社会のインフラストラクチャの維持と保守サービスに就かせることを非人の職業(番非人)として公認することが非人対策の新しい創意として考え、勧進場を設定する。非人の職業が5つの公的仕事(旦那場)として非人に課されるが、それらは(1)「溜預ケ者之番」、(2)「囚人送迎」、(3)「奉行所江も相詰」、(4)「野非人共狩込手下」となり、そして(5)「町々不浄物之取片付」等である。「文政5年(1822)正月20日「非人施行に付き町触」は社会インフラストラクチャを支える4つの職業に就かせ、非人の社会的役割(旦那場の役)を次のように明文化する。

「〔江戸町触集成〕文政五年(一八二二)正月二十日非人施行に付き町触

こぐちねんぼんをぬし(1)  
小口年番名主共

江戸四ヶ所非人頭共手下小屋持非人共、古来銘々<sup>(4)</sup>勸進場之内、日々相廻り施物を貰、右助成ヲ以浅草品川溜<sup>(5)</sup>預ケ者之番并囚人送迎又は奉行所江も相詰、或は野非人共<sup>(6)</sup>狩込<sup>(7)</sup>手下ニ致、町々不浄物之取片付も可<sup>(8)</sup>致之処、近来稼薄手下之者共相減、野非人共之制ニも怠り候故、増長致、店前ニ立塞り悪ねたり致し、川岸杯群居、場末ニは小屋ヲ作大勢住居致候分も有<sup>(9)</sup>之、右之内ニは無宿者<sup>(8)</sup>扱も入込悪事致候類も可<sup>(8)</sup>有<sup>(8)</sup>之哉、且町々往還之不浄物等片付も等閑ニ成行候ニ付、是又祝日等にて遣来候外、古来之如く場所柄ニ応し、日々隔日或は二日置位ニ其所之小屋持共勸進いたし施物乞受度、尤志無<sup>(8)</sup>之もの江強<sup>(8)</sup>而ねたり候儀ニ<sup>(8)</sup>無<sup>(8)</sup>之旨、非人頭共相願候ニ付、願之通り聞届ケ候間、得<sup>(8)</sup>其意<sup>(8)</sup>其方共<sup>(8)</sup>急度なく申渡置候様可<sup>(8)</sup>致、右之通被<sup>(8)</sup>仰渡<sup>(8)</sup>奉<sup>(8)</sup>畏候、仍如<sup>(8)</sup>件  
右は昨十九日南北小口年番相揃、不<sup>(8)</sup>残和泉守様御番所江被<sup>(8)</sup>召出<sup>(8)</sup>、御年番中村八郎左衛門殿仁杉五郎左衛門殿御立合ニ被<sup>(8)</sup>仰渡<sup>(8)</sup>、御請印形仕候、御支配限行届候様御取計可<sup>(8)</sup>被<sup>(8)</sup>成候、此段御達申候、以上

「文政五年」正月廿日

年 番

(1)小口年番名主 江戸の各町の名主に町奉行所が触れ廻す際、最初の受取りをする名主を小口と呼び、年番で勤めた。(2)四ヶ所非人頭 浅草車善七・品川松右衛門・深川善三郎・代々木久兵衛の四人の非人頭がそれぞれの地域の非人たちを統轄していた。(3)小屋持非人 非人頭の下で九尺二間程度の広さの小屋を持つ非人のこと。その下に抱非人がいる。(4)勸進場 非人が勸進(物乞い)をして施しを受ける場所。なわばり。(5)溜 囚人で病気になった者を収容する場所で、浅草と品川に設けられ、非人頭の管理の下に置かれた。(6)野非人 非人組織に入っていない非人状態にある者。(7)狩込 野非人を識別できる非人によって、野非人を強制的に収容すること。(8)無宿者 広くは人別帳から除かれた者をいう。ここでは犯罪など治安を乱す可能性のある無宿者を指す。(9)和泉守南町奉行の筒井和泉守政憲。

【解説】享保七年（一七二二）えた頭弾左衛門と非人頭車善七らとの争論に裁許がなされ、江戸の非人組織は弾左衛門支配下に在ることが確認された。非人組織は浅草・品川両非人頭に加えて深川・代々木の四カ所の非人頭が地域の非人たちを配下におさめた。非人の役儀（勤め）は(1)浅草・品川の溜に預かった者たちの管理、(2)囚人の送迎と町奉行所に詰めての番、(3)野非人の狩込、(4)川・堀の浮物や町々の不浄物の取片付、などであった。これらの役儀を果たすかわりに、非人たちは勸進場を日々廻って施物を受け取ってきた。ところが近頃、勸進場の稼ぎが少なく、手下（組織内）の非人も減って、野非人の制道（野非人を組織化すること）が緩んだため、野非人が増長し、店前で悪ねたりをしたり、場末では小屋に大勢住居して無宿者なども入り込む状態で治安も悪くなった。しかも町の通りの不浄物の片付もおおざりになっている。正常化のためには稼ぎを得て、非人組織を活性化させる必要があり、そのために毎日ないし二日置きに小屋持非人たちが勸進するので、志のある人から施物を受けたい、というのが非人頭からの要望であった。町奉行所は要望を認め、小口年番名主にその旨が伝えられた。非人たちが集団として社会的役割を果たしてきたことがよく窺えると同時に、後期になるとたえず発生する野非人の存在が非人組織の機能を停滞させる要因になっていたことも窺える。〔参〕塚田孝『近世日本身分制の研究』兵庫部落問題研究所、一九八七年。』

（歴史学研究会編、前掲書、172-173頁）

この文政5年（1822）において非人の急増に対応して非人頭の勢力圏は巨大化し、社会底辺の困窮者階層の流動化とさらなる没落化を反映させ、非人の頭役をこれまでの2人から4人へ増やす原因となる。世襲化され、牢名主化する非人の頭役はこれまでの(1)浅草の車善七、(2)品川の松右衛門に加え、新しく(3)深川、そして(4)代々木の非人頭と4人体制となり、江戸全体に拡大して網の範囲を広げ、その地域の非人を支配する。登録される非人は(1)頭役の取締の下で小屋持ちとなり、(2)縄張り（勸進場）の中で物乞い（勸進）をして施しを受けることを公的に認められる抱非人となる。このため、町奉行は小口年番名主一町名主を通して末端に迄非人の統制を強め、野

非人（登録されていない非人）或いは無宿者（人別帳から除かれた者）を登録非人に編入し、江戸社会の秩序回復に努める。

この非人の乞食から職業専門化への移行は人足寄場、溜、伝馬町牢獄送り等の社会的インフラストラクチャの維持・保安サービスに不可欠な貢献をなし、とりわけ河川・堀の浮物や町々の家庭の便所、不浄物を「隔日或は二日置位」に取片付けするのに大きな役割を果たす。したがって、登録非人は社会的インフラストラクチャの維持、保安サービスの職業（旦那場の課役）に専門化することで社会に貢献する代りに、「勧進（乞食）いたし施物乞受」けて生活（勧進場）することを許される。

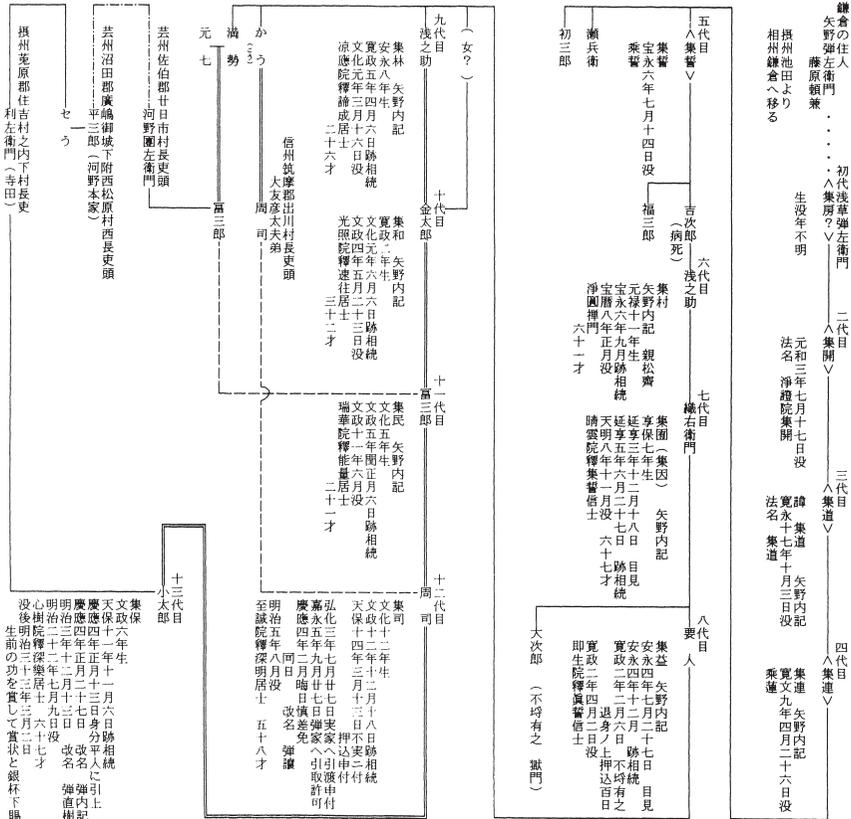
非人、野非人、そして無宿者、日用（日雇）人夫等は「店前に立塞り悪ねたり致し、川岸杯群居、場末ニは、無宿者抔も入込悪事致」し、江戸社会の底辺に沈み、建設的役割と破壊的役割を同時併存的に顕現化する。そして、江戸社会の困窮者階層、とりわけ、非人、野非人、無宿者、乞胸（大道芸者）、夙、長吏等を支配するのが穢多頭弾左衛門である。したがって、穢多、皮田、長吏は江戸社会の困窮者階層の中でも特異な皮革商工業者集団を形成し、非人、乞胸、無宿の者等の無職者と異なるが士農工商を底辺から支え、身分的に隔離されている点で同じ賤民身分と云える。弾左衛門13代目直樹は幕末に非人寄場を幕府の命令で作し、明治維新になると「無宿罪人の教育所」を設立し、救貧法、社会福祉事業、及び社会事業において画期的役割を果たす。これは囚人労働から資本＝賃労働関係への移行となり、本源的蓄積過程として現われる。

それゆえ、弾左衛門体制が江戸時代の囚獄（監獄）、人足寄場、非人寄場、そして溜の救治院、無宿罪人の教育所の設立とその発展に果たすことになったのは弾家の世襲の家業、とりわけ長吏（穢多）の皮革皮田と灯心専売の家業に深く関係することになるので、何故、長吏頭が非人を支配するのかをその家業の由来から以下のように明らかにする。

## (2) 長吏頭の家業と非人の支配

この長吏と非人の関係は江戸時代の底辺を形成する賤民集団を構成し、困窮者階層の中核を形成するが、刑法、監獄法、及び行刑史の研究においてほとんど掘り下げて実証研究されることがなく、むしろ避けられてきた研究分野と云える。したがって、江戸時代から明治維新への移行は経済史、或いは経営史の分野で封建制から資本主義への転換として捕えられ、資本の本源的蓄積過程における資本＝賃労働関係の強制的創出過程となるが、この資本の本源的蓄積過程を前田正名の殖産興業論との関係で研究され、非人、野非人、無宿の者、穢多、野非人等の困窮者階層を解体し、賃銀労働者へ強制的に移行させる本源的蓄積過程の研究を欠落させ、日本資本主義の成立を美化する研究成果となっている。その代表は労農派と呼ばれる宇野弘蔵学派であると云える。こうしたこれまでの研究で看過され、又は見過ごされてきた穢多と非人が江戸時代における士農工商の身分的封建制度と社会的インフラストラクチャの維持と保安サービスに果たした役割は大きい、それは穢多頭弾家の家業の中に見出される。こうした弾家の家業と非人の支配について

図-6 「弾左衛門系図」



(塩見鮮一郎「資料浅草弾左衛門」附録より作成)

分析をする際、資料として依拠にしたのは(1)塩見鮮一郎「資料浅草弾左衛門」(批評社、1996年12月)、(2)笹間良彦「江戸町奉行所事典」(柏書房、2005年2月)等である。以下はこれらの研究成果を利用して長吏頭の非人支配を明らかにする。

塩見鮮一郎は弾左衛門13代目直樹に注目し、次のような図-6の系図を描く。

塩見鮮一郎に依れば、弾家の系図では4代目集連から正確に記録され、ほゞ江戸時代(1600~1867)の260年余り世襲的に家業を継続させている。そして、13代目直樹が江戸時代の長吏頭としての特権を明治維新政府によって次々と剝奪され、平民として丸裸にされて失意のうちに明治22年に67才で亡くなるが、その間、請願書を含めて家業と非人の支配に関する正当性を論じ、また、家業と非人の支配について手代の記録も多く残されている。これらの文書類に依拠しながら弾家の家業について明らかにするが、明治4年時点での家職として弾直樹は次のような職業、職務及び家業、仕事を12あげている。

- 一、家別役銀、職場年貢銀、小屋役銀、牛馬皮口銭など、手下からの上納品。

- 一、灯心占売権。これには灯心売買を許可したときの<sup>てふだ</sup>手札の料金などもふくまれる。
- 一、革問屋からの上納金。とくに新町内の革問屋からのもの。
- 一、弾左衛門役所の解散。裁判権を失い、白洲も不用になる(新町宿の<sup>くじやど</sup>公事宿としての機能もなくなる)。
- 一、新町牢。
- 一、お仕置御用(谷の<sup>や</sup>者<sup>もの</sup>として牢屋敷や小塚原刑場への出張など)。
- 一、時の太鼓の新調と革張替。
- 一、白鞆皮の伴綱献上。
- 一、灯心の上納。
- 一、探偵役と無宿取締り。
- 一、犬追物の御用。
- 一、堀や川筋の不浄物片付。

(塩見鮮一郎, 前掲書, 390頁)

これら12の家業は(1)弾左衛門役所, (2)家職, (3)幕府への貢納の3つに分類され, 次のような構成となる。

- (1) 弾左衛門役所—1 家別役銀等の手下からの上納金, 2 長吏, 非人, 猿使, 乞胸等への裁判権, 3 新町牢(非人)の管理, 4 お仕置御用—非人の刑罰, 5 探偵役と無宿取締り(非人), 6 犬追物の御用(非人), 7 堀や川筋の不浄物片付(非人)
- (2) 家職—(1) 灯心占売権, (2) 皮革皮田会所—1 革問屋からの上納金
- (3) 幕府への貢納—(1) 時の太鼓の新調と革張替, (2) 白鞆皮の伴綱献上, (3) 灯心の上納

以上のように弾家の家業は(1)弾左衛門役所の運営, (2)家業として(イ)灯心の製造・占売と(ロ)皮革皮田会所の経営, そして(3)幕府への家業特産品の上納, 運上との3つに分れるが, それぞれ互恵の補完的役割を果し, 1つの有機的構成体として弾左衛門体制(機構)を造りあげている。とりわけ, (1)の弾左衛門役所は主に非人を動員して使役することから運営され, あたかも幕府の監獄下級吏, 刑場での<sup>おんぼう</sup>隠亡の任務を非人にやらせて, その<sup>ほうこう</sup>奉行への恩賞(役料)として500石に相当する関東八州から灯心の材料である<sup>い</sup>藺草の徴収権と加工処理権を幕府から与えられている。これが弾家の家業となる「灯心占売権」の由来である。他方もう1つの家業である皮革皮田会所, つまり死牛馬の一手処理権は穢多頭である弾家の最も古い既得権である。この死牛馬の処理権は穢多の個有の権利となり, このことから穢多と長吏とは同義語として理解される。この穢多=長吏が同義語であると明文化したのは六代目弾左衛門集村である。彼は非人頭車善七の訴えに対し, その訴えに対する反論として古来から穢多頭が非人の支配を確立していることについて論じた「弾左衛門由緒書」の中で述べているので, その全文を次のように掲げる。

「享保四年・弾左衛門由緒書

【原文】

覚

- 一、私先祖摂津国池田より相州鎌倉に下り相勤、長吏已下のもの<sup>(10)</sup>強勢たりといへども、私先祖に支配被為仰付候
- 一、従頼朝公長吏已下支配可仕旨御証文、鎌倉若宮八幡宮奉納之旨申候得共、分明に無御座候、然共其御証文の内、長吏共尋申儀御座候間、別当へ申達拔写貰、別当の判形御座候得ば、奉納と相聞申候、往古より于今於いて、鎌倉八幡宮御祭礼御興先立供奉、長吏供仕候、京都男山八幡宮御祭礼も其所の長吏同断相勤、其外御祭礼の儀にも、長吏供奉仕候所処々に御座候
- 一、禁中様御蘭金剛<sup>(12)</sup>、大和国長吏差上、御扶持米代頂戴仕候、并御花畑の掃除も、長吏等小法師と申者八軒にて相勤、御扶持頂戴仕、其上様々拝領物御座候と承知仕候
- 一、京都二条、御城掃除、同所長吏下村庄助相勤<sup>(13)</sup>、地方にて百五拾石頂戴仕、其上御屋の上まい取申候支配の長吏も有之、御城掃除の役或は牢守等相勤申候儀も御座候
- 一、寅御入国の節、私先祖武蔵府中迄罷出、鎌倉より段々相勤候旨申上候得者、御役等長吏已下支配被為仰付、其後小田原氏直公御証文を以、其所の長吏太郎左衛門、已下長吏支配奉願候処、御取上無之、其証文被召上私先祖へ被下置候、其後文禄五申年上州下仁田村馬左衛門と申者、長吏と穢多の論仕、甲斐信玄公御証文御評定所へ奉差上、支配可離と公事仕候処、私祖父申上候は、古来より穢多と申儀世話にて御座候、古来の御証文等皆長吏と御書出被遊、或者御当家様に於いて、草作弾左衛門と御書出被下置候、其外書出に今所持仕候、依之私申分相立、右の御証文御評定所へ被召上私へ被下置、急度御仕置之上、如先々支配に被為仰付候
- 一、御入国の御時、御馬足病沓摺被為仰付候、御馬為御祈禱引御尋之上、私先祖猿引召連罷出候得ば、病馬快気仕候に仍て、為御褒美鳥目頂戴仕候、御例を引毎年正月十一日、御城様御厩より御判頂戴仕、御台所にて鳥目頂戴仕候、中古より西丸下御厩より御判頂戴仕、御納戸方より御鳥目出、只今に至迄頂戴仕候
- 一、御入国の御時之格式にて、只今に至迄御老中様方総御役人様方相勤候刻、私上下組頭袴羽織にて刀帯、只今迄相勤来候
- 一、所々御開所支配女通候儀は、古来より直に御留守居様方へ申上、私一判にて御判頂戴仕通り申候
- 一、私所持仕候代々印判、濃州青野原御合戦之時、首帳面相記、先祖之御預之節、集房と申文字之原判為割符、私方へ被下候、其砌其判用ひ、其後は大切に仕、代々文字は集房に致し、判に大小所持仕候
- 一、九十七八年以前<sup>(16)</sup>、御城様御台所へ被召出、灯心細工仕候節、御扶持方頂戴仕候
- 一、時之御太鼓、御陣太鼓并御陣御用皮細工入用は頂戴仕、細工之儀は御役目に仕候、加様之時は御伝馬申請候儀も御座候、此儀は御書付有之候
- 一、御役目相勤候儀は、御厩之御用次第、御伴綱差上申候、并武蔵府中御厩、下総小金村御厩之御伴綱差上申候
- 一、御仕置もの一件之御役目相勤申候
- 一、六十年程已前<sup>(17)</sup>、石谷将監様<sup>(18)</sup>、神尾備前守様御代、武州鴻巣村に磔三人被行候節、御評定所にて被仰付、御奉書被下置、檢使迄私先祖被仰付候間、御伝馬申請、供鎗為持御役相勤罷帰申候
- 一、従御公儀様頂戴仕ものは、堀式部少輔様より、私先祖に内記と申名被下、于今内記之名用申候
- 一、<sup>(22)</sup>午未飢饉之節、岩槻町之御關所雜物被下之候
- 一、大火事之節、御金御米被下之候
- 一、丸橋忠弥品川にて磔之時、被場所に石谷将監様より金子頂戴仕候
- 一、盜賊改方赤井五郎兵衛様より銀子頂戴仕候
- 一、丹羽遠江守様より御尋者被為仰付候間、両三度召捕差上候得ば、御褒美金子被下置候
- 一、上坂と申伝候鎌壺本、銘島田義祐と御座候、外磔鎌壺本頂戴仕候得共、壺本にては手支申候間、神尾備前守様<sup>(28)</sup>へ申上候得ば、両御番所より朱鎗之内、下坂壺本づつ被下之候
- 一、私支配在之候長吏は、無年貢田地或は居屋鋪計無年貢にて、田畑は御年貢差上候者余多御座候、御水帳直に

頂戴仕、一村之長吏御年貢取納仕候者も御座候

右之通被遊御尋候に付、奉申上候、以上

享保四年亥三月

浅草 弾左衛門

(塩見鮮一郎、前掲書、19-22頁)

非人頭車善七と6代目集村との訴訟については次のところで取りあげ、ここでは弾家の家業を確定することに限定する。

問題の穢多と長吏の同義語への認識を示したのは非人の支配を家業として受け継ぎ、世襲化していることに由るのであるが、その契機になったのは文禄6年上州下仁田村穢多頭田村馬左衛門の弾家の支配から独立するために穢多と長吏とを「可離」とその支配の不当性を訴えたからである。これに対して6代目集村は「古来より穢多と申義世話に御座候」と、祖父からの教えを述べ、穢多と長吏の同義語となることを告げ、その上、「革作弾左衛門」の記した文書を提出する。6代目集村の穢多と長吏の関係書類は証拠として採用され、馬左衛門の訴えは排ぞけられた。6代目集村はこの由緒書の中で「革作弾左衛門」の由来を(1)鎌倉幕府を開いた源頼朝により「長吏已下支配可仕旨御証文」を受け取り、(2)江戸幕府を設立した徳川家康からも「御役等長吏已下支配被為仰付」られている、と述べる。さらに、弾左衛門は徳川家康の馬が「足病」に罹り、そこで支配下にある猿引を連れ、「御祈祷」をしたところ治ったので、江戸城の「御厩」より「御判頂戴仕」したと告げる。その上で彼は死牛馬の処理権を認められ「時之御太鼓、御陣太鼓并御陣御用皮細工入用は頂戴仕、細工之儀は御役目に仕候」と革細工品の処理権に対する運上として皮製品の上納をするのを家業の1つにする。しかし、この享保4年(1719)3月のこの「弾左衛門由緒書」では家業の大黒柱である「灯心占売」について触れられていないが、次の享保10年の「弾左衛門由緒書」では「灯心占売」が家業の1つになったことが次のように述べられている。

「一、九十年程以前、灯心挽候者御城江上燈心細工仕、御扶持方頂戴仕候。

一、燈心商の儀、御仕置者御役仕候由緒にて、瀬戸物町小田原町両辻にて、役々の者六十五人の内、毎日罷出、無地代にて商仕来候、浅草観音市場商来候、却て灯心細工・并・商の儀、従古来私一名の家業にて御座候事。」

(塩見鮮一郎、前掲書、27頁)

灯心占売の由緒は触れられていないが、弾家の「私一名の家業」と見なされ、既に灯心会所が設立され、この灯心会所は千葉、埼玉から買上げ、集荷される藺草を江戸の弾左衛門の囲地での穢多小屋に運ばれ、ここで問屋制家内工業の手業によって蠟燭の灯心に完成され、これら灯心と皮製品を日本橋の瀬戸物町、小田原町、そして浅草市場の問屋又は小売店で販売される、すなわち、皮革・革多及び灯心専売会所は原料(死牛馬)一囲地の中での問屋制家内工業一問屋一小売店の垂直的経営を展開し、このため役員、手代65人の専従となっている特権的マニファクチュア或いは分散的問屋制家内工業として発達を見る。

図-7



（「日本庶民生活史料集成第30巻」，313頁より作成）

図-9



（「日本庶民生活史料集成第30巻」，611頁より作成）

図-8



（「日本庶民生活史料集成第30巻」，340頁より作成）

他方、弾左衛門の家業は皮革会所＝仕置法も関東八州の農村から運ばれる死牛馬の皮を浅草新町圃地の穢多小屋で問屋制家問工業の手業によって加工され、その革製品を問屋、株仲間へ販売する。したがって、皮革仕置法も灯心占売と同様に死牛馬の皮一家内工業の手業で加工一問屋・小売店への販売というサプライ・チェーンを形成し、垂直的経営を行っている。

穢多が長吏と同じであることは次のような図-7、図-8、そして図-9によって確かめることができる。

図-7は「七十一番職人歌合」の36番歌合であり、1500年代中頃の職人歌合せにおいて次のような歌で特色づけられている。

「卅六番

文字ハよし見えもみえずもよるめくる いたかの経の月のそらよみ

ひとなから如是ちくしやうそ牛馬の かはらのものゝ月みてもなそ

左 いたかの経のやうに空よミとこそいへ これは経の月とつゝけたり<sup>るに</sup> よらずや侍らむ 右 馬牛のかはら  
らことによろし 可勝也

いかにせむ五条のはしのしたむせひ はてはなみたのなかれかんちやう

しのひつまたゝすむよひのかとの犬 ゑたにはかれの人をとかむる

猶右勝侍へし

いたか

な<sup>が</sup>かれ<sup>ち</sup>かん<sup>が</sup>ちやうな<sup>給</sup>かせたまへ 卒<sup>そ</sup>都<sup>と</sup>婆<sup>は</sup>と申<sup>ま</sup>ハ大<sup>三摩耶</sup>日<sup>形</sup>如来<sup>さま</sup>の<sup>や</sup>き<sup>やう</sup> 穢<sup>また</sup>多<sup>た</sup>  
 この<sup>は</sup>は<sup>は</sup>此<sup>こ</sup>か<sup>わ</sup>ハ大<sup>は</sup>大<sup>は</sup>まい<sup>い</sup>かな

(「諸職風俗図絵, 別冊 71 頁)

図-8は「訓蒙図彙」で1600年代末の職人尽絵である。

図-9は「江戸職人歌合」で1800年代前半の職人尽画である。

尚, 塩見鮮一郎は「長吏」を「穢多・皮多身分」で、「基本は皮革専門集団で, 原材料を得るために斃牛馬の処理を引き受け, またその独占権を持つ」(塩見鮮一郎, 前掲書, 68頁)と定義するので, この定義に従う。

ちなみに, 図-7の穢多から図-8, さらに図-9へと「職人尽図」が職能民の技術者層へ, つまり商品生産者への成長を現わしている。この長吏=穢多が職人的手工業者層, つまり塩見鮮一郎の「基本は皮革専門集団」として漸次発展すると, 幕府からの牛馬処理権=前期的資本家(問屋制家内工業の親方)の性格を強め, 弾左衛門は特権的資本家兼問屋商人としてその巨姿を現わす。長吏=穢多頭が非人を支配するのはその経済基盤の違いに求めることができる。次に, では, 「職人尽図」では非人はどう描かれているのだろうか。

江戸時代において非人は乞食と同一視されている。男の乞食は図-10, そして女の乞食は図-11のように描かれる。

これらの非人<sup>ひにん</sup>の定義は「物を作ったり売ったりしてはいけない身分の者で, 生計は乞食をすることでまかなう」(塩見鮮一郎, 前掲書, 77頁)なので, (1)非人の頭に囲われている「抱非人」<sup>かかえひにん</sup>(又は登録非人)と(2)無宿の浮浪者である「野非人」<sup>のびにん</sup>(無宿)との2種類に区分される。したがって, 非人は物乞(勧進)いで生活するので多く近在の農村から逃亡する無産或いは没落生産者であり, 主に日用(日雇)人足に雇われるか, 或は行刑手伝いで雇われるか(番非人), さらに, 「抱非人」として縄張(勧進)の中で物乞いをするか, 等の生活となる。穢多(=長吏)が「皮革専門集団」

図-10 男の乞食



(「日本庶民生活資料集成第30巻」, 340頁より作成)

図-11 女の乞食



(「日本庶民生活資料集成第30巻」, 611頁より作成)

となる商品生産手工業者であるのに対し、非人は物乞いする乞食集団であり、身分的に、或いは富裕度において底辺社会での生活を営んでいる。底辺での格差社会と身分序列において穢多は賤民として差別される。しかし、非人は無籍の勤当者であり、常に生まれ故郷の本籍地に戻されるのである。この点で、「皮革専門集団」の頂点に立つ弾左衛門は皮革処理権を経済基盤にして富を蓄積し、初期独占資本家、或いは特権的マニファクチュアの前期的資本家としてその巨姿を現わす。弾左衛門はその富を背景にして非人の支配をするために弾左衛門役所を運営し、非人を総動員して行刑の下級吏、或いはその手伝い（番非人）として、自から新町牢を営み、同時に「溜」、<sup>ため</sup>「小伝馬町牢」に非人を派遣する。

### （3）長吏と非人の関係

ちなみに、広辞苑で「長吏」は(1)「漢の官制で、比較的高い俸禄（600石）の官吏」、(2)「近世、えたまたは非人の長」、(3)「また広く、えた・非人の称」と定義され、長吏とえたを同義語としている。他方、「非人」は(1)「いやしい身分の人、極貧の人や乞食を指す」、(2)「江戸幕藩体制下、えたとともに四民の下におかれた最下層の身分。卑俗な遊芸、罪人の送致、刑屍の埋葬などに従事した」と、非人と乞食をやはり同義語とする。手業がない非人は長吏頭の弾左衛門によって監獄・牢獄・溜の番人、下級吏、手伝い、死罪の処理、囚人の送迎を次の図-12、図-13及び図-14のように行う。

弾家の支配下におかれている非人頭は部下の非人を刑場の後始末(図-12)、或いは囚人の送迎、首晒し(図-13、14)等を仕事とすることから隠亡ともいわれ、乞食以外の非人の主要職業とされている。皮革の手業を持つ穢多＝長吏との違いを隠亡人足の非人身分の中に窺えるが、穢多にしても非人にしても商品生産者或いは賃銀労働者として貨幣経済の推進力を担う一面を有している点を過少評価すべきではない。

長吏と穢多、及び非人と乞食とが同義語であることは広辞苑で確認したところであるが、それゆえ、弾左衛門が家業の1つとして皮革仕置法＝会所を営み、富を蓄積して初期独占資本家、或いは前期的資本家として巨姿を表すに至ったことは既に述べたとおりである。

弾左衛門は浅草新町を囲地として皮革仕置法と灯心占売を家業として経営し、穢多と非人を集団定住させているが、一体どれくらいの穢多と非人を囲って商品生産させているのであろうか。次の資料は(1)寛政12年(1800)と(2)明治元年の囲込地及び在方の人口数と家屋敷の軒数調査である。

【資料1】「寛政十二年書上家数

【原文】

一 二百三拾貳軒	囲内手下家数
一 五千四百三拾貳軒	十二ヶ国長吏家数

図-12 獄門に晒すために首を洗う非人



図-13 死罪の首を晒すために運ぶ非人



(笹間良彦「江戸奉行所辞典」, 237頁より作成)

図-14 「徳川刑罰図譜」による磔刑のあとかたづけをする非人



(笹間良彦, 前掲書, 239頁より作成)

- |            |              |
|------------|--------------|
| 一 拾五軒      | 困内猿飼家数       |
| 一 四拾六軒 八ヶ国 | 武藏上野下野常陸猿飼家数 |
| 一 七百三拾四軒   | 下総上総安房相模     |
| 一 千貳百六拾一軒  | 御府内非人小屋数     |
|            | 十二ヶ国非人小屋数    |

【資料2】明治元年の書上家数

【原文】

- 一 御府内在住之私支配之戸員, 可書上旨仰付候ニ付, 取調左ニ奉申上候

- 一 四百拾七軒 是者私囲内家持惣軒数
- 一 三百六拾三軒 是者私支配非人頭七跡庸之助後見善三郎手下惣戸数
- 一 内小屋頭百拾壹軒 手下惣戸数
  - 下小屋貳百五拾二軒
- 一 百四拾三軒 是者同数品川非人頭松右衛門手下惣戸数
  - 内小屋頭 四拾壹軒
  - 下小屋 百壹軒
- 一 六拾七軒 是者同数深川非人頭見習助手下并木下川小屋頭文次郎部分共総戸数
  - 内小屋頭 貳拾貳軒
  - 下小屋 四拾五軒
- 一 三拾七軒是者同数代々木非人頭久兵衛手下惣戸数

都合

右之通御座候、此段就御尋乍恐奉書上候、以上

辰十二月四日

弾内記印」

（塩見鮮一郎，前掲書，167-169頁）

以上掲げた資料1と2及び図-15から浅草新町の囲込地での軒数は寛政12年（1800）で232軒（囲内手下家数）と15軒（囲内猿飼家数）であるが、明治元年（1867）には417軒と増え、約2倍弱の激増であり、19世紀に入るや弾左衛門の家業の急成長ぶりを反映させている。

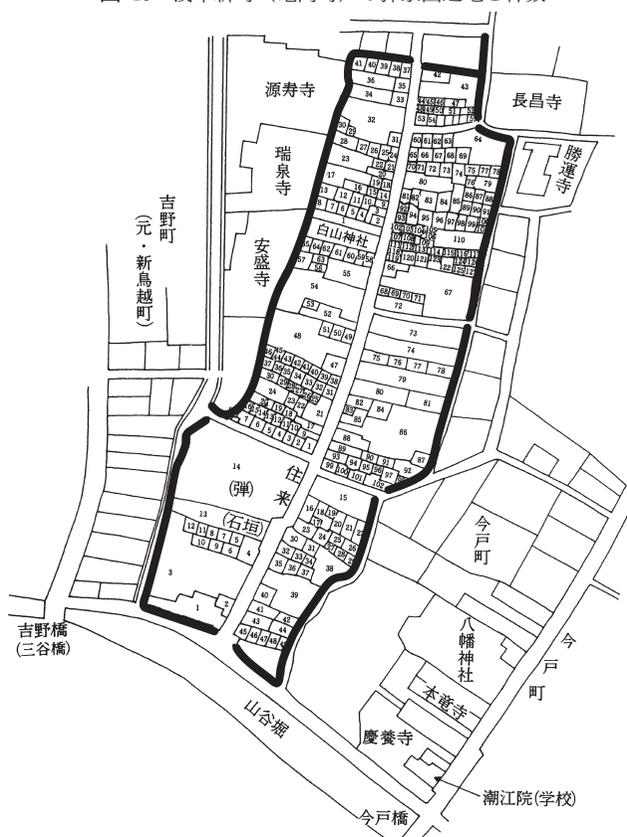
尚、浅草新町の囲込地での232軒は(1)手代と書役7軒、(2)役人60軒そして(3)平之者165軒から成っていて「千人前後」（塩見鮮一郎，前掲書，169頁）の人口と見なされている。また、明治4年（1871）での囲込地での人口は1143人とであることから、軒数の内訳を寛政12年のを当てはめてみると、(1)手代と書役7軒、(2)役人60軒そして(3)平之者350軒となる。このことから、平之者軒数は67年間に165軒から350軒と増えたことになる。したがって、穢多の平之者の軒数が急増したことが窺える。

浅草新町囲込地はその後、図-15のように□囲込地である亀岡町一丁目、二丁目、三丁目と町名変更されているが、ここに囲い込まれた小屋軒数417軒は吉野町の住宅地と較べ狭く、密集されて建てられている。このことは次の図-15から窺われる。

この図-15に示されているように、弾家の浅草新町は囲込地（黒印）の面積について明治5年（1872）3月、亀岡町戸長の調査によれば、(1)亀岡町一丁目3771坪、(2)亀岡町二丁目5316坪、そして(3)亀岡町三丁目4474坪で合計約13501坪となり、江戸時代徐地で貸下げられ、無地代の特権を得ていた。したがって、弾左衛門は幕府の手厚い保護（無地代）と初期独占権を背景に高い資本蓄積を進め、勢力を拡大する。

図-15の浅草新町（現在亀岡町）に弾家は家業を集中させ、(1)家業の灯心占売と皮革仕置法の生産拠点として前期的資本家として大きな躍進をするが、ここでの資本蓄積を投資して(2)弾左衛門役所を運営し、その事業拡大を同時に進める。それゆえ、弾家の事業は関東八州に及ぶ広域にな

図-15 浅草新町(亀岡町)の弾家困込地と軒数



亀岡町地番図。左の吉野町の町家の地所の大きさと比較してほしい。新町率は弾屋敷のむかい15番地のあたりにあったと思える。[ ]弾家の困込地(塩見鮮一郎, 前掲書, 393頁より作成)

るが、(1)穢多小頭(在方)、(2)非人頭(江戸)、そして猿飼頭(江戸)を支配する。次の図-16は弾家の事業組織を現すものである。そして、図-17は寛政12年(1800)事業組織に属する地域とその支配人口の分布を示す。

先に掲げた資料1「寛政十二年書上家数」に依れば、次の図-18の在方穢多小頭は「十二カ囲長吏家数」5432軒を支配し、他方の方非人小屋頭は「十二カ囲非人小屋数」1261軒の在方を支配し、江戸の非人頭への補完的役割りをする。これら在方穢多と非人は関東八州から(1)藺草を江戸へ送り、灯心に加工させ、(2)死牛馬の皮を江戸へ送って皮革に加工するのに大きな役割を果し、素材、原料を供給することを任務にしている。このことから弾家の家業は関東八州の穢多、非人の原料、素材の供給を受けることを前提にし、幕府からこれら藺草、死牛馬の徴収権又は処理権を独占的に掌握している。こうした高い資本蓄積を背景にして13代目直樹は関東八州の在方長吏=穢多への支配と江戸の非人支配とを強化し、とりわけ江戸の非人支配の勢力圏を拡大して江戸の東西南

図-16 弾家の事業部門（寛政12年）

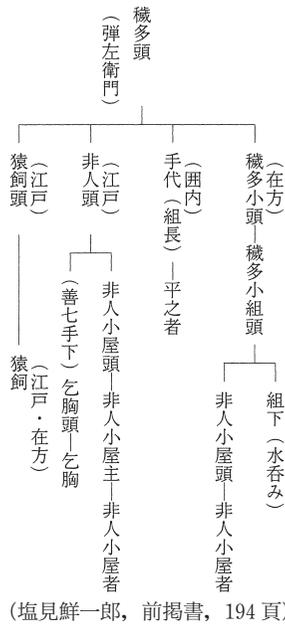
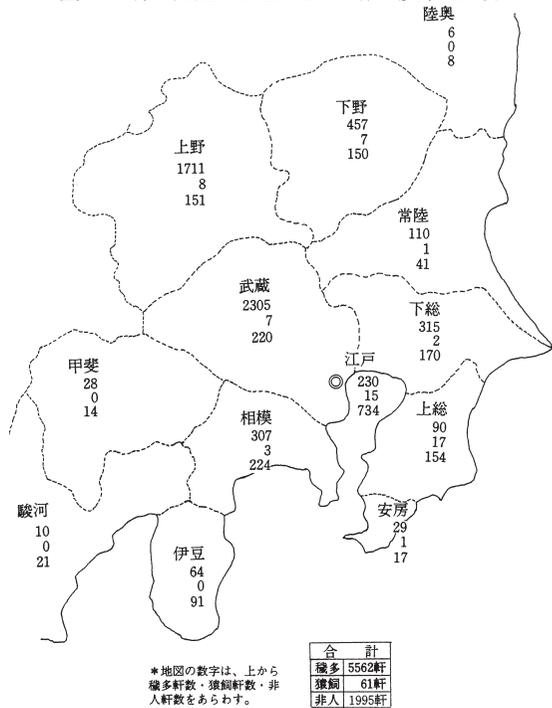


図-17 弾の支配する地域と人口数（寛政12年）



北の全域にその支配網を拡大するのに成功する。すなわち、弾左衛門は1722年の浅草千束村車善七との訟訴に勝ち、車善七の長吏頭からの独立を阻止するや、浅草善七と品川松右衛門の非人支配から明治元年の先に掲げた資料から深川の非人頭文治郎（67軒）と代々木の非人頭久兵衛（37軒）とをつけ加えて拡大する。弾左衛門は浅草吉原の善七と新町の弾左衛門の囲込地とを結びつけるドミナント立地戦略（一定地域への集中・集積）を採用し、一大監獄所の集積地を築こうとする。この監獄、溜、囲込地の有機的連結は次のような図-18のように窺える。

同じ浅草に吉原町・非人頭善七と新町・弾左衛門との囲込地が図-18のように隣り合わせに立地し、連結すると巨大な監獄所の全体像が浮かびあがってくる。最大の地主としても顔を出すや、弾左衛門はこれら浅草吉原と新町は江戸社会の底辺を支える巨大な歯車として機能し、幕藩体制の秩序を維持するのに大きな役割を果たすが、それも家業による高い資本蓄積を背景にして可能にされるのである。このように弾左衛門体制は、幕藩封建社会の支え棒として機能すると同時に、囚人労働の懲役所として機能し、長吏、非人、そして無宿の者を資本＝賃労働関係に移行させ、本源的蓄積過程を推進する点において注目すべき役割を果たすのである。

図-18 浅草新町と吉原(溜, 非人寄場)の繋がり

